

小島嶼開発途上国の「脆弱性」と国連における カテゴリー認定問題 －国連関係機関の役割及び後発開発途上国 カテゴリーとの比較の観点から－

森田 智

はじめに	2
1. 国連における SIDS カテゴリー	4
(1) SIDS の概要と SIDS リスト	4
(2) LDC カテゴリーとの関連性	7
2. 国連における SIDS の「脆弱性」に係る議論	8
(1) SIDS の「脆弱性」	8
(2) 脆弱性指数開発の必要性に係る議論	9
(3) 分野別での指数開発に係る状況	12
(イ) 経済面での脆弱性指数	12
(ロ) 環境面での脆弱性指数	15
(ハ) 社会面での脆弱性指数	17
(二) 脆弱性指数開発における課題	19
(4) DESA による SIDS の脆弱性・回復力評価プロファイルの開発	20
3. SIDS カテゴリーに係る議論	24
(1) 「SIDS への国連の支援の見直し」に関する経社理決議の事例	25
(2) SIDS カテゴリー認定を巡る論点と考察：LDC カテゴリーとの比較を通じて	27
(イ) 認定・卒業基準の設定	27
(ロ) 国際社会における特定便益	28
(ハ) グループ内の多様性と調整能力	30
(3) 国連関係機関の役割に係る考察	31
今後の展望と提言	33

はじめに

近年、気候変動問題との関連から、小島嶼開発途上国（Small Island Developing States（SIDS））の抱える「脆弱性（vulnerability）」に高い関心が集まっている。気候変動政府間パネル（Intergovernmental Panel on Climate Change（IPCC））は、カリブ海や太平洋等の多くの小島嶼が今世紀半ばまでに、海面水位上昇に起因する沿岸災害の悪影響を被るとの予測結果を公表している¹⁾。国連気候変動枠組条約（United Nations Framework Convention on Climate Change（UNFCCC））事務局は、カリブ海、インド洋、太平洋の全ての SIDS が温暖化を経験するとの予測結果を報告している²⁾。

2010 年 9 月には、ニューヨークの国連本部において「SIDS のためのモーリシャス戦略実施（Mauritius Strategy for the further Implementation（MSI））に関するハイレベル・レビュー会合（モーリシャス+5）」³⁾が開催されたが、同会合に先立ち加盟国間での成果文書交渉が行われた際には、国連総会における SIDS のカテゴリー認定と SIDS の「脆弱性」が議論の焦点となり、その後、経社理の下で加盟国間で継続的に論議されることとなった。

本稿で論述するとおり、国連総会において特殊国グループとしてのカテゴリーが公認されているのは後発開発途上国（Least Developed Country（LDC））のみであり、LDC が国際社会より一定の特定便益を既に手当てされている現状に鑑み、一部の SIDS は、国際社会による SIDS への特別手当の拡充への期待から、国連におけるカテゴリー認定を強く望んでいる。他方、LDC の認定基準においては「脆弱性」

1) IPCC, *Climate Change 2007: Synthesis Report*, 2007, p. 52.

2) UNFCCC, *Climate Change: Impacts, Vulnerabilities and Adaptation in Developing Countries*, 2007, p. 25.

3) 正式名称は「SIDS の持続可能な開発のための行動計画の更なる実施のためのモーリシャス戦略実施に関するハイレベル・レビュー会合（Mauritius Strategy for the further Implementation of the Programme of Action for the Sustainable Development of Small Island Developing States）」。

が既に反映されており、また、SIDS の脆弱性指数開発に係る議論が国際社会において長年行われてきた点を背景に、国連における SIDS カテゴリー創設の是非について議論する際、「脆弱性」が SIDS の定義付けにおける重要な規定要因の一つとなり得るため無視することはできない。

本稿では、SIDS の「脆弱性」及び同指数開発に係るこれまでの経緯と SIDS カテゴリー認定に係る現在の動向について論考し、今後の方策に関する提言を行うことを目的とする。SIDS の文脈において「脆弱性」は捉えどころのない概念との声が依然として一部で聞かれる中、国際社会における脆弱性指数開発の現状をまず把握することが重要となる。また、SIDS のカテゴリーに係る問題点についてより理解を深める上で、LDC カテゴリー⁴⁾との比較の観点が鍵となる。さらに、SIDS 問題に関心を寄せる国連関係機関として、経社理の下部組織であり LDC 認定・卒業基準の見直し等を行う開発政策委員会（Committee for Development Policy (CDP)）の他、SIDS の「脆弱性」に長年注目してきた国連貿易開発会議（United Nations Conference on Trade and Development (UNCTAD)）、これまで SIDS の環境面での脆弱性指数開発を支援してきた国連環境計画（United Nations Environment Programme (UNEP)）、そして現在、SIDS の脆弱性・回復力評定プロファイルを開発している国連事務局内の経済社会局（Department of Economic and Social Affairs (DESA)）に注目する。

本稿の第 1 節では、SIDS カテゴリーの現状に関して概観する。第 2 節では、SIDS の「脆弱性」に関する概念や脆弱性指数開発に関して、国連の SIDS 関連の決議や国際会議の成果文書⁵⁾等を含む関連文献のレビューに基づき、国連における長年の議論の経緯を踏まえつつ、分野別での同指数開発の現状と課題について整理した上で、DESA が現在開発を進めている SIDS の脆弱性・回復力評定プロファイルにつ

4) 本文中における LDC 関連の記述の詳細に関しては、森田「国連における後発開発途上国（LDC）のカテゴリーと卒業問題」（『外務省調査月報』2011 年度 No.4、2012 年 3 月）を参照。

5) 筆者は 2009 年 8 月から 2011 年 7 月までの間、日本政府国連代表部において、上記のモーリシャス+5 の成果文書や SIDS 関連決議に係る加盟国間交渉を担当した。

いて概観する。第3節では、筆者が担当した国連での加盟国間交渉における議論を踏まえつつ、SIDS カテゴリー認定問題の論点の整理及び考察を行い、さらに国連関係機関の役割について考察する。結語として、同問題に係る今後の展望及び方策に関する提言について述べる。なお、本稿は全て筆者の個人的見解に基づくものである。

1. 国連における SIDS カテゴリー

(1) SIDS の概要と SIDS リスト

小島嶼開発途上国 (SIDS) とはその名の通り、主に小さな島で構成される開発途上国を一般に指す。「SIDS」の名称が初めて使われた国連文書は、1992 年 6 月にリオ・デ・ジャネイロで開催された「環境と開発に関する国連会議 (United Nations Conference on Environment and Development (UNCED))」で採択された「アジェンダ 21」である。同会議を通じ、SIDS が抱える問題への注目と国際社会による支援の機運が高まり、同年 12 月採択の「SIDS の持続可能な開発に関する地球規模会議の開催」に関する総会決議 (A/RES/47/189) をもって、1994 年 4 月のバルバドスでの「SIDS の持続可能な開発に関する地球規模会議」(バルバドス会議)の開催が決定したが、同決議が、「SIDS」の用語が初めて用いられた総会決議である⁶⁾。

国連を含む国際社会において、SIDS は主に気候変動や生物多様性等の特定テーマにおける政府間交渉のための一特殊国グループの総称として認知されている。但し、国連総会において SIDS の定義が定まらない中、SIDS カテゴリーは未だ公認されておらず、国連事務局⁷⁾が公表する SIDS リストへの加入は自己選定となって

6) それ以前の関連決議では、「島嶼開発途上国 (island developing countries)」または「開発途上の島嶼国 (developing island countries)」の名称が使用されていた。近年ではほぼ毎年、関連決議が総会で採択されているが、最も古いものは 1974 年 12 月採択の「開発途上の島嶼国」に関する総会決議 A/RES/3338 (XXIX) であるが、その契機となったのは、同年 8 月採択の「開発途上の島嶼国の特別な経済問題と開発ニーズ」に関する経社理決議 (28 (LVII)) である。

7) 国連事務局内に存在する 2 つの SIDS 担当部署のうち、後発開発途上国・内陸開発途上国・小島嶼開発途上国担当上級代表事務所 (Office of the High Representative for the Least Developed Countries, Landlocked Developing Countries and Small Island Developing

いる。また、他の関係機関も別途、非公式に SIDS リストを作成しているため、リストが複数存在している。

表1は、2012年3月時点での国連事務局のSIDSリストと、小島嶼国連合(Alliance of Small Island States (AOSIS))⁸⁾の加盟国リスト及びUNCTAD作成のSIDSリストとの比較を示す。国連事務局のリストは計52カ国・地域で構成され、そのうち国連加盟国は38となっている。リスト上の国々は均質ではなく、島嶼ではない沿岸低地国が5カ国含まれる。また、14の国連非加盟国・地域のうち13が、国連アジア太平洋経済社会委員会(Economic and Social Commission for Asia and the Pacific (ESCAP))や国連ラテンアメリカ・カリブ経済委員会(Economic Commission for Latin America and the Caribbean (ECLAC))等の国連地域経済委員会における準加盟国であるが、オランダ領アンティルのような例外も存在する。さらに、英国海外領土のケイマン諸島やタークス・カイコス諸島のように、ECLACの準加盟国であるがSIDSリストに含まれない地域も存在しており⁹⁾、同リスト加

States (OHRLLS)) がリストを公表している。他方、DESA内に設置されたSIDS Unitは、運営するSIDSNET (www.sidsnet.org) において、AOSIS加盟国のみに限定し国別プロフィール等の詳細な情報提供を行っている。なお、OHRLLSは主に、SIDS支援のためのアドボカシーや、MSIのための資金動員等をマンドートとしているのに対し、DESA/SIDS UnitはMSI支援を目的とした技術援助や助言、政府間プロセス及び機関間調整の支援、MSIの進捗に係る報告等、広範なマンドートが附与されている(United Nations, *Review of United Nations System Support to Small Island Developing States – Report of the Secretary-General*(A/66/218), 2011, p. 4.)。

- 8) AOSISは、1990年10～11月にジュネーブで開催された第2回世界気候会議(Second World Climate Conference (SWCC))を契機に、SIDS及び沿岸低地国が直面する環境面での課題等に関し、国連におけるマルチ外交の場で協議を行う際の当事国間での調整等を行うためのプラットフォームとして同年設立された。AOSISは自らの組織について、公式な機関というよりは同盟と認識しており、憲章や予算を有しておらず、また事務局も存在しない(Hein, P., “Chapter 1, Small Island Developing States: Origin of the Category and Definition Issues, 2004, pp. 9-10., In UNCTAD (Ed.), *Is a Special Treatment of Small Island Developing States Possible?*, 2004.)。
- 9) ECLAC, *About ECLAC: Member States and Associate Members of ECLAC*, Retrieved on Mar. 25, 2012 from URL: < <http://www.eclac.org/cgi-bin/getprod.asp?xml=/noticias/paginas/7/21497/P21497.xml&xsl=/tpl-i/p18f-st.xsl&base=/tpl-i/top-bottom.xsl>>. AOSISは、国連地域経済委員会の準加盟国でありながらSIDSリストに含まれていないこれらの地域に関して、SIDSに含まれ得るとの見解を示している(Encontre, P., “Chapter 4, SIDS as a category: Adopting Criteria Would Enhance Credibility, 2004, p. 98., In UNCTAD (Ed.), *Is a Special Treatment of Small Island Developing States Possible?*, 2004.)。なお、本稿において「SIDS」の用語を用いる際、自らをSIDSと自認する国・地域を全て包含する一特殊グループの一般的総称を主に想定している。

表 1 関係機関が公表する SIDS リストの比較

	国連事務局の SIDS リスト	AOSIS の 加盟国リスト	UNCTAD の SIDS リスト	備考
アジア (3 カ国)	シンガポール	○		沿岸低地国
	バーレーン			
	東ティモール*	○	○	
大洋州 (12 カ国・ 7 地域)	アメリカ領サモア**	△		米国海外領土、ESCAP 準加盟国
	北マリアナ諸島**			米国海外領土、ESCAP 準加盟国
	キリバス*	○	○	
	クック諸島**	○		NZ 海外領土、ESCAP 準加盟国
	グアム**	△		米国海外領土、ESCAP 準加盟国
	サモア*	○	○	
	ソロモン諸島*	○	○	
	ツバル*	○	○	
	トンガ	○	○	
	ナウル	○	○	
	ニウエ**	○		NZ 海外領土、ESCAP 準加盟国
	ニューカレドニア**			仏国海外領土、ESCAP 準加盟国
	バヌアツ*	○	○	
	バプアニューギニア	○	○	
	パラオ	○	○	
	フィジー	○	○	
	仏領ポリネシア**			仏国海外領土、ESCAP 準加盟国
	マーシャル	○	○	
	ミクロネシア	○	○	
中南米・ カリブ海 (16 カ国・ 7 地域)	アメリカ領ヴァージン諸島**	△		米国海外領土、ECLAC 準加盟国
	アルバ**			蘭国海外領土、ECLAC 準加盟国
	アンギラ**			英国海外領土、ECLAC 準加盟国
	アンティグア・バーブーダ	○	○	
	英領ヴァージン諸島**			英国海外領土、ECLAC 準加盟国
	オランダ領アンティル**	△		蘭国海外領土
	ガイアナ	○		沿岸低地国
	キューバ	○		
	グレナダ	○	○	
	ジャマイカ	○	○	
	スリナム	○		沿岸低地国
	セントビンセント及び グレナディーン諸島	○	○	
	セントクリストファー・ ネーヴィス	○	○	
	セントルシア	○	○	
	ドミニカ国	○	○	
	ドミニカ共和国	○		
	トリニダード・トバゴ	○	○	
	ハイチ*	○		
	バハマ	○	○	
	バルバドス	○	○	
	プエルトリコ**			米国海外領土、ECLAC 準加盟国
	ベリーズ	○		沿岸低地国
	モントセラト**			英国海外領土、ECLAC 準加盟国
アフリカ・ インド洋 (7 カ国)	カーボヴェルデ	○	○	
	ギニアビサウ*	○		沿岸低地国
	コモロ*	○	○	
	サントメ・プリンシペ*	○	○	
	セーシェル	○	○	
	モーリシャス	○	○	
	モルディブ	○	○	
計	38 カ国・14 地域	加盟国(○): 37 カ国・2 地域 オブザーバー(△): 4 地域	29 カ国	

(出所) UN-OHRLS, *SIDS Country Profiles*, Retrieved on Mar. 25, 2012 from URL: <<http://www.unohrls.org/en/sids/44/>>、及び UNCTAD, *Unofficial List of SIDS*, Retrieved on Mar. 25, 2012 from URL: <<http://www.unctad.org/Templates/Page.asp?intItemID=3645&lang=1>>、及び MacMeekin D., *The Overseas Territories and Commonwealths of the United States of America*, Retrieved on Mar. 25, 2012 from URL: <<http://www.macmeekin.com/Library/terr+commonw2.htm>>等。

(注) *リストには LDC が 10 カ国含まれる。

**計 14 の非加盟国・地域のうちクック諸島に関しては、日本や欧州連合 (EU) を含むドナー国等により国家承認されている。

入の基準は一様でない。他方、AOSIS の加盟国リストにおいては、国連事務局のリスト上の国・地域が全ては含まれず、国連加盟国 38 のうちバーレーンを除く 37 カ国と、14 非加盟国・地域のうちクック諸島及びニウエの 2 カ国・地域のみが含まれる他、4 地域がオブザーバーとなっている。これら 2 つのリストに対し、UNCTAD は用途を分析目的のみに限定するとした上で、①島嶼 (islandness)、②主権国家 (Stateness)、③小規模 (smallness) の 3 基準を独自に設定し、29 カ国からなる非公式の SIDS リストを公表している。①及び②により、上記の沿岸低地国及び旧宗主国の海外領土がそれぞれリストから除外され、③に関しては、コモンウェルス事務局による小規模国家 (small States) (脚注 16 で後述) の基準に倣い、経済規模と人口規模の面から、バーレーン及びキューバ、ドミニカ共和国、ハイチがそれぞれリストから除外されている。

(2) LDC カテゴリーとの関連性

SIDS カテゴリーは、様々な点において LDC カテゴリーと深く関連している。例えば、LDC48 カ国のうち 10 カ国が SIDS であり (表 1)、これまでの LDC リスト卒業国 3 カ国のうち 2 カ国 (カーボヴェルデ、モルディブ) と、卒業予定国 2 カ国のうち 1 カ国 (サモア) が SIDS である。また、これらの国を除き、1991 年 12 月採択の総会決議 (A/RES/46/206) による LDC リスト卒業基準・規則の策定以降、CDP により 1 度でも卒業基準を満たすと判断された国 4 カ国中 3 カ国 (バヌアツ、ツバル、キリバス) が SIDS である。さらに、これまで総会において LDC リスト卒業が一時延期された 2 カ国 (モルディブ、サモア) はともに SIDS であり、延期の主な理由はともに近年の大地震・津波の影響であった。このように、LDC グループ内における SIDS の存在感は大きく、その動向は無視できない。

加えて、第 2 節で後述するとおり、1999 年以降、CDP の勧告に沿う形で LDC 認定基準に脆弱性が導入されるようになったのは、SIDS の文脈で「脆弱性」に係る議論が長年行われていたことに由来している点が指摘される。

2. 国連における SIDS の「脆弱性」に係る議論

(1) SIDS の「脆弱性」

SIDS の文脈において「脆弱性」の用語が広範に使用されるようになる以前、島嶼開発途上国が抱える特有の問題について初めて言及がなされた国際会議は、1972 年開催の第 3 回国連貿易開発会議（UNCTAD III）であり、具体的には島嶼性（insularity）及び隔離性（remoteness）に結びついた不利益（disadvantage）が議論の焦点となった¹⁰⁾。ここでの議論が契機となり、前述のとおり、1974 年以降の国連総会及び経社理において島嶼開発途上国特有の開発ニーズに係る議題が設定され、加盟国間での定期的な政策対話の開始につながった点が指摘される。

一連の総会決議の中で「脆弱性」に初めて言及しているのは、1984 年 12 月採択の「島嶼開発途上国のための特別の方策」に関する決議（A/RES/39/212）であり、島嶼開発途上国が直面する困難性の一つとして、自然災害に対する脆弱性（vulnerability to natural disasters）が挙げられている。その後、1988 年 12 月採択の同題の決議（A/RES/43/189）では、SIDS 関連の国連決議として初めて、経済・社会面での脆弱性（economic and social vulnerability）への言及が見られる。

SIDS の「脆弱性」に関してより詳細かつ具体的に言及した国際的な合意文書は、上記の 1994 年 4 月のバルバドス会議の成果文書である「SIDS の持続可能な開発のための行動計画」（バルバドス行動計画（BPOA））（A/CONF.167/9）である。BPOA では、①気候変動・海面上昇、②自然・環境災害、③廃棄物管理、④沿岸・海洋資源、⑤淡水資源、⑥土地資源、⑦エネルギー資源、⑧観光資源、⑨生物多様性資源、

10) Briguglio, L. (1995). Small Island States and their Economic Vulnerabilities, *World Development* Vol. 23, 1615-1632. UNCTAD は同会議の場において、島嶼開発途上国の問題特定のための専門家パネル設置を決定した他、1977 年には国連システムとして初めて事務局内に島嶼開発途上国を含む特殊国グループのためのユニットを設置した（Hein, P., “Chapter 1, Small Island Developing States: Origin of the Category and Definition Issues, 2004, p. 4., In UNCTAD (Ed.), *Is a Special Treatment of Small Island Developing States Possible?*, 2004.）。それ以降、島嶼開発途上国が抱える問題に関する調査研究を独自に進めるなど、当初より SIDS の「脆弱性」に関する議論を主導するのみでなく、国際社会の関心を喚起する上で重要な役割を担ってきた。

⑩国家制度・行政能力、⑪地域制度・技術協力、⑫運輸・通信、⑬科学技術、⑭人的資源開発の 14 分野における SIDS の「脆弱性」の具体例と、各分野において国際社会を含む利害関係者が取るべき具体的方策への言及がなされた。

バルバドス会議開催から 10 年後の 2005 年 1 月、モーリシャスにおいて「BPOA の実施のレビューのための国際会議」（バルバドス+10）が開催され、その成果文書である「BPOA の更なる実施のためのモーリシャス戦略」（モーリシャス実施戦略（MSI）（A/CONF.207/11））では、BPOA の 14 分野を中心としつつ、①貿易（グローバル化と貿易自由化）、②持続可能な能力開発及び持続可能な開発のための教育、③持続可能な生産・消費、④国家・地域レベルでの環境整備、⑤保健、⑥意思決定のためのナレッジマネジメントと情報、⑦文化の新たな分野において、SIDS の「脆弱性」の具体例あるいは「回復力（resilience）」の向上のために利害関係者が取るべき具体的方策への言及がなされた¹¹⁾。

（2）脆弱性指数開発の必要性に係る議論

SIDS が抱える環境・経済・社会面での「脆弱性」と援助実施のニーズが国際社会において広範に認識されるようになる一方で、一部のドナー国からは反論の声が聞かれた。具体的には、SIDS において一人当たり所得や生活の質が他の大多数の途上国よりも高いとの指摘や、近年の観光業の発展による SIDS への航空アクセスの向上と輸送コストの減少、または遠隔通信技術の改善等により隔離性の不利益が減少しているとの指摘がなされるなど、SIDS に対して特別の手当てを行うことを疑問視する声であった。そのため、より科学的かつ客観的に SIDS の「脆弱性」を測定することの必要性に対する認識が高まり、国際社会の関心は「脆弱性」をどのように測定すべきかという点へと移行し、SIDS に固有の不利益及び各国内で制御不可能な外的衝撃の受けやすさの傾向が SIDS の「脆弱性」の測定方法を検討する

11) 但し、BPOA や MSI では、「脆弱性」に関する具体的な定義付けは行われていない。他方、前述の 2010 年 9 月開催のモーリシャス+5 の成果文書の趣旨は、小島嶼開発途上国の持続可能な開発支援のための国際社会のコミットメントを再確認することであり、「脆弱性」の分野または具体例の列記は見られない。

上での焦点となった¹²⁾。

上記の BPOA では、国際的な合意文書として脆弱性指数開発の必要性に初めて言及しており、「SIDS は国・地域機関や国際機関、研究センターとの協力の下、SIDS の状況を反映し、生態学上及び経済面での脆弱性 (ecological fragility and economic vulnerability) を統合するような脆弱性指数及び他の指標の開発に引き続き取り組まなければならない」としている。また、2 年後の 1996 年 5 月に開催された持続可能な開発委員会 (Commission on Sustainable Development (CSD)) 第 4 会期の中で採択された「BPOA 実施のレビュー」に関する決定 (4/16) では、CSD が指数開発の進捗の遅れに留意しつつ、国連関連機関に対し、指数開発に向け優先的に取り組むことを奨励するとしている。

これを受け、1997 年、DESA が経済面及び生態学上の脆弱性指数開発のため、コンサルタントの雇用及びアドホック専門家グループ立ち上げ等を行った。1996 年 12 月採択の「バルバドス会議の成果」に関する総会決議 (A/RES/51/183) での要請に基づき、1998 年 2 月、「SIDS のための脆弱性指数の開発」に関する事務総長報告 (A/53/65 - E/1998/5) が公表されたが、DESA の取り組みの成果物として同報告に添付された「SIDS のための脆弱性指数に関するアドホック専門家グループ会合の報告」によると、SIDS は他の開発途上国と比較してより「脆弱性」が高く、その「脆弱性」とは各国政府が制御不可能な要因に基づいた「構造的脆弱性 (structural vulnerability)」を指すとした上で、「経済面での脆弱性」は自然災害が引き起こす損害に対する経済活動の相対的な影響の受けやすさの傾向を指し、「生態学上の脆弱性」は人類の活動や外部要因が引き起こす損害に対する生態系の相対的な影響の受けやすさの傾向を指すとしている。同時に、全般的にデータが不足しているため指数の使用は機能面において不可能であり、SIDS 各国より各指標に関する時系列データ等を含むデータを収集し、体系的な分析・評価を継続して行うことにより指数を整理し開発すべきとの勧告を行っている。

12) Hein, P., "Chapter 1, Small Island Developing States: Origin of the Category and Definition Issues, 2004, pp. 10-11., In UNCTAD (Ed.), *Is a Special Treatment of Small Island Developing States Possible?*, 2004.

他方、前述の CDP は 1998 年 5 月の第 32 会期 CDP 報告 (E/1998/34) において、上記のアドホック専門家グループ会合の報告に基づき議論を行った結果、上記の勧告に全面的に同意する形で、経済面及び生態学上の脆弱性に関する包括的な指数の開発は同時点で不可能であり、国連事務局が継続して取り組みを行うべきとの見解が述べている。この点を踏まえ、1999 年 9 月、ニューヨークの国連本部で開催された「BPOA のレビューと審査のための国連特別総会」(バルバドス+5) の成果文書として採択された「BPOA の将来における実施のための宣言及び進捗状況とイニシアティブ」(A/S-22/9/Rev.1) では、SIDS 及び国際社会が達成すべき脆弱性指数に関する目標として、可能な限り 2000 年までに SIDS のための脆弱性指数の数量的・分析的作業を終了させるとの記述が見られる。

その後、2001 年 7 月及び 2002 年 7 月の「バルバドス会議の成果の更なる実施」に関する事務総長報告 (A/56/170 及び A/57/131) において、複数の国際機関や研究者による脆弱性指数開発の取り組みの状況が記載されている¹³⁾。また、2002 年 8 ～9 月にヨハネスブルグで開催された「持続可能な開発に関する世界首脳会議 (WSSD)」の成果文書として採択された「実施計画」において、SIDS の持続可能な開発の達成のためのツールとしての経済、社会、環境面での脆弱性指数の開発と機能化のための支援の必要性に言及している。

但し、それ以降、脆弱性指数開発に関する議論は下火となっていった。上記の MSI では、SIDS が自ら取るべき行動の一つとして脆弱性指数の開発が挙げられているが、その言及は僅か一度のみである。また、2004 年以降の SIDS 関連の事務総長報告や総会決議において、脆弱性指数開発への言及は全く見られなくなった点が指摘される。その主な要因としては、本節第 3 項で後述するとおり、各機関が同指数開発を別々に進めてきた中で多くの技術的困難性が浮き彫りとなり、関係者間で SIDS の「脆弱性」に係る包括的な指数開発は困難との認識が共有されるようになったためと考えられる。

13) それらの中には、本節第 3 項で後述する CDP、SOPAC、ECLAC 等の取り組みも含まれる。

(3) 分野別での指数開発に係る状況

以下、まずは経済・環境・社会面での各脆弱性指数開発に関し、国連関係機関等を含む国際社会において是認あるいは一部活用されている代表的な指数の開発の経緯と内容について詳述した後、脆弱性指数開発に係る課題について述べる。

(イ) 経済面での脆弱性指数

1994年のバルバドス会議の流れを受け、国連本部において経済面での脆弱性指数の開発が進められた¹⁴⁾が、前述のとおり、それは SIDS ではなく LDC の文脈においてであった。但し、SIDS 関連の国際会議または国連の場での議論が大きな影響を与えており、また、指数開発において重要な役割を果たしたのは CDP であった点が指摘される。

前述の 1996 年 12 月の総会決議 (A/RES/51/183) において、CDP に対し、SIDS の「脆弱性」に関する見解や勧告の取りまとめが要請されたのを受け、CDP は 1997 年 5 月の第 31 会期 CDP 報告 (E/1997/35) において、脆弱性指数を LDC 認定基準に組み入れることの有用性に言及した。また、1998 年 5 月の第 32 会期 CDP 報告 (E/1998/34) では、LDC 認定基準において「脆弱性」が既に一定程度考慮されているとの見解を示しつつ、SIDS の文脈において脆弱性指数が開発されていないことから、LDC 認定基準の要素としての有用性の判断を直ちに行うことはできないとの立場を表明した。

それから間もない 1999 年 3 月、CDP において専門家グループが設置され、LDC 認定基準の検討が行われた。CDP は第 1 会期 CDP 報告 (E/1999/33) において、「脆弱性」を、自然によって引き起こされる衝撃や経済面での衝撃等によって負の

14) 国連本部以外では、1994 年のバルバドス会議以前より経済面での脆弱性指数開発が試みられており、当初その主導的役割を果たしたのはマルタと UNCTAD であった。同問題に係る第一人者であるマルタ大学島嶼・小規模国研究所 (Islands and Small States Institute) の Briguglio 所長によると、脆弱性指数開発は、1990 年 6 月に UNCTAD の主催で開催された島嶼開発途上国政府専門家及びドナー国・機関の会合の場で、当時のマルタ国連常駐代表によって初めて公式に提案され、翌年の 1991 年 5 月にマルタ大学の主催で開催された島嶼・小規模国国際会議や、1992 年 7 月に UNCTAD の主催で開催された島嶼開発途上国に関する専門家グループ会合の場でも、同問題が議論されている (Briguglio, L., *Small Island Developing States and their Economic Vulnerabilities*, World Development, Vol. 23, No. 9, 1995.)。

影響を受けることのリスクと定義可能との見解を示した。また、経済面での脆弱性指数として外部的不安定度に関する指標を含めることが有用かつ可能との見地から、それまで用いられていた「経済の多様化指数（EDI）」を「経済面での脆弱性指数（EcVI）」として再設定することを提案した。経社理理事国は肯定的な反応を示し¹⁵⁾、2000年7月の経社理決議（2000/34）をもって EcVI が LDC 認定基準の一つとして正式に認定された。

表2は EcVI の構成要因と年代ごとの改定状況を示す。EcVI はこれまで不定期的に改定されており、2000年以降は、それまで用いられていた輸出集中度と GDP における製造業及び近代的サービスの占有率の他、商品及びサービスの輸出における不安定度、農産物生産における不安定度、人口規模の計5指標の平均値が用いられるようになった。2002年には自然災害による避難人口の割合が、2005年には主な世界市場からの隔離の程度が新たな要素として追加されており、経済面での脆弱性をより包括的に把握できるよう改定が重ねられた。2010年7月の「BPOA の更な

表2 EcVI の構成要因と年代ごとの改定状況

1971-1990	1991-1999	2000-2001	2002-2011
GDPにおける製造業の付加価値の占有率	EDI (4 構成要因の平均) ・一人当たり商業エネルギー消費量 ・輸出集中度 (UNCTAD の指標) ・GDP における製造業の付加価値の占有率 ・工業分野における雇用率	EcVI (5 構成要因の平均) ・輸出集中度 ・商品及びサービスの輸出における不安定度 ・農産物生産における不安定度 ・GDP における製造業及び近代的サービスの占有率 ・人口規模	EcVI 左記同様(2005 年まで) (以下を補完的に使用) ・自然災害による避難人口の割合
			(2006 年以降) 左記 5 構成要因のうち、GDP 関連は以下で代替 ・農林水産業の占有率 下記 2 構成要因の追加 ・自然災害による避難人口の割合 ・主な世界市場からの隔離の程度
			(2011 年以降) 1 構成要因の追加 ・低地沿岸地域における人口の割合

(出所) Guillaumont, Patrick, *Caught in a trap – Identifying the least developed countries*, Paris, ECONOMICA, December 2009, pp. 27-28.の表を、1991～2011 年各 CDP 報告を基に改編。

15) 1999 年 12 月採択の経社理決議（1999/67）参照。

る実施のためのモーリシャス戦略の 5 カ年レビュー」に関する事務総長報告 (A/65/115) において、EcVI は主に過去及び現在の状況を想定して考案されているため、SIDS にとっての外部の衝撃や、気候変動に由来する将来の潜在的な衝撃に対する広範な脆弱性を捉えることは想定していないとして、EcVI をそのまま SIDS に適用することの問題点が指摘された。この点を踏まえ、CDP は 2011 年 3 月の第 13 会期 CDP 報告 (E/2011/33) において、EcVI に環境の要素がそれまで十分反映されていなかったとの理由から、沿岸低地域における人口の割合を新たな要素として追加した。EcVI は今後も、CDP において継続的に改定されることになると考えられる¹⁶⁾。

本来、EcVI は CDP が LDC の文脈において開発を進めたものであったが、バルバドス会議以前、独自に同様の指数開発を試みていた UNCTAD は EcVI を高く評価し、現在、同指数を SIDS のために活用している¹⁷⁾。他方、UNCTAD は 1999 年以降、CDP に対し SIDS を含む LDC の脆弱性プロファイル (本節第 4 項で後述) を提供し、CDP では同プロファイルを基に EcVI を含む LDC リスト認定・卒業基準や卒業勧告の見直しが行われきたため、EcVI 開発において CDP と UNCTAD は非常に密接な協力関係にあった点が指摘される。

16) EcVI に関しては、前述の Briguglio 氏が 1990 年代初頭より先駆的研究を長年行っており、2008 年には経済面での脆弱性と回復力を併せて考慮した 4 つのシナリオ・モデルを提唱している (Briguglio, L., et al., *Economic Vulnerability and Resilience: Concepts and Measurements*, 2008, United Nations University.)。同モデルを基に、2010 年には ESCAP、アジア開発銀行 (Asian Development Bank (ADB))、国連開発計画 (United Nations Development Programme (UNDP)) がミレニアム開発目標 (Millennium Development Goals (MDGs)) の文脈において、アジア・太平洋諸国における金融・経済危機への脆弱性に関する報告書を公表している (ESCAP, ADB and UNDP, *Achieving the Millennium Development Goals in an Era of Global Uncertainty – Asia-Pacific Regional Report 2009/10*, 2010.)。他方、コモンウェルス事務局は、1980 年代初頭より小規模国家が抱える問題に着目し、2000 年には英、豪、NZ、加、EU 等のドナー国の支援の下で世銀とのタスクフォースにより開発された小規模国家の脆弱性指数を公表している (Atkins, J. P., et al., *A Commonwealth Vulnerability Index for Developing Countries: The Position of Small States*, The Commonwealth Secretariat, 2000.)。

17) United Nations, *Mauritius Strategy for the Further Implementation of the Programme of Action for the Sustainable Development of Small Island Developing States – Report of the Secretary-General* (A/61/277), 2006, p. 13.

（ロ）環境面での脆弱性指数

環境面での脆弱性指数（Environmental Vulnerability Index（EVI））に関しては、太平洋共同体事務局・応用地球科学部（Applied Geoscience and Technology Division of Secretariat of the Pacific Community (SOPAC)）の主導により、UNEP 等との協力の下で開発が進められたのが代表的である。

SOPAC では 1998 年以降 EVI 開発の試みが行われ、1999 年 2 月には初めての報告書「国の環境面での脆弱性プロファイルを集約した EVI」が公表された。同報告書では、「脆弱性」を、あるシステムの特性が危険事象の発生に対し不利に反応する潜在性として、また「回復力」を、あるシステムの特性が極限的事象のインパクトを最小化あるいは吸収する潜在性として定義している。環境に対する圧迫や環境が示す反応に焦点を当て、本来の意味での環境面での脆弱性の計測のための指数開発を試みている点を強調しつつ、環境面での脆弱性が、①国家内の環境において作用するリスク（または圧迫）のレベル、②リスクに対する環境の固有の回復力、③環境に作用する外的影響力の結果としての外的回復力（代替要因として環境の保全性（integrity）または劣化のレベル）の 3 つの要因から構成されるとしている。同時に、環境面での脆弱性が、①「環境」が包含する物理的特質や生態系といったシステム及び構成要素間の相互作用や物質・情報等の伝達経路の複雑性、②それらのプロセスを説明し得る情報の欠如、③環境指標における閾値設定の際の外的要因の影響の甚大さ、④環境要因を貨幣など単一単位に換算し得ない困難性等の面において、経済面または社会面での脆弱性と大きく異なる点を指摘している¹⁸⁾。

EVI は後に精緻化が重ねられて 2004 年 8 月までに開発が終了し、最終的には表 3 のとおり計 50 指標に編纂されており、そのうち 32 が危険性を、8 が回復力を、そして 10 が破壊度を測定するための指標となっている¹⁹⁾。2005 年 1 月に神戸で開

18) Kaly, U., *et al.*, *Environmental Vulnerability Index (EVI) to summarise national environmental vulnerability profiles*, SOPAC, 1999, pp. 3, 12-13, 20-23.

19) SOPAC and UNEP, *Building Resilience in SIDS: The Environmental Vulnerability Index*, 2005, p. 5. EVI 開発に関しては、太平洋諸島フォーラム（PIF）を通じて太平洋小島嶼開発途上国（Pacific Small Island Developing States (PSIDS)）が全面的に支持していた他、他地域の SIDS もデータ提供等を行っており、また NZ、伊、諾、アイルランド等のドナー国が

表3 SOPAC による EVI の 50 指数

分野	指数	測定 分類	関連課題分野						
			気候変動	自然災害	保健	農業・漁業	水	砂漠化	生物多様性
気象・気候	1 過去5年間、対象となる全気象観測所で平均した、強風の強さの平均年間値（記録上の最高風速値が、過去30年間の当該月の最高風速値平均よりも20%以上高い日を対象に、各日の速度を合計した値）	危険性	○	○				○	
	2 過去5年間、対象となる全気象観測所で平均した、過去30年間の月平均よりも20%以上降雨量が少ない全ての月を対象とした年間の降雨不足量（mm）の平均年間値	危険性	○	○		○	○	○	
	3 過去5年間、対象となる全気象観測所で平均した、過去30年間の月平均よりも20%以上降雨量が多い全ての月を対象とした年間の超過雨量（mm）の平均年間値	危険性	○	○		○	○	○	
	4 過去5年間、対象となる全気象観測所で平均した、過去30年間の月最高温度平均値よりも5℃（9°F）以上高温の全ての日を対象とした年間の余熱（度）の平均年間値	危険性	○	○				○	
	5 過去5年間、対象となる全気象観測所で平均した、過去30年間の月最低温度平均値よりも5℃（9°F）以上低温の全ての日を対象とした年間の熱不足（度）の平均年間値	危険性		○				○	
	6 過去5年間、対象となる30年間（1961～1990年）の海面温度の月ごとの平均値との関連における海面温度の平均年間偏差	危険性	○			○			○
地質	7 国土境界線100km以内（土地面積で除算）において火山爆発指数が2以上の噴火可能性がある火山の加重数としての累積火山リスク	危険性		○					
	8 過去5年間において、ローカル・マグニチュードが6.0以上かつ震源地が15km以下と測定された、国土境界線100km以内（土地面積で除算）における累積地震エネルギー	危険性		○					
	9 1990年以降、大潮平均高潮より2メートル以上波の高い津波または嵐の、沿岸1,000km当たりの数	危険性		○					
	10 過去5年間に記録された地滑り数*を面積で除した数値（*EMDAT*1の定義）	危険性		○					
地理	11 総陸地面積（km ² ）	抵抗力	○						○
	12 全陸地面積に対する境界線の長さの割合	抵抗力	○						○
	13 最も隣接する大陸への距離（km）	抵抗力							○
	14 高度の範囲（最高・最低地点間の差）	抵抗力	○				○	○	
資源・サービス	15 海拔50m以上の陸地の割合	抵抗力	○				○	○	
	16 他国と共有する陸地及び海域（排他的境界水域（EEZ）含む）の境界線数	抵抗力							○
	17 漁業開始以来の栄養レベルにおける加重平均の変化（栄養レベル層が3.35以下）	破壊							○
	18 過去5年間における土地1km ² 当たりの平均年間貨物輸入高（USD）	危険性							○
	19 面積当たり（陸上及び全ての水生種を含め）認知固有種の生息期間中の領地外移住数	抵抗力							○
	20 陸地100万km ² 当たり認知固有種数	抵抗力							○
	21 陸地1,000km ² 当たり外来種数	破壊	○						○
	22 陸地1,000km ² 当たり絶滅危機・危急種	破壊							○
	23 陸地1,000km ² 当たり（1900年以降）絶滅判定種	破壊							○
	24 天然及び再生植種の残存率（森林、沼地、草原、ツンドラ、砂漠、高山地含む）	破壊					○	○	○
	25 過去5年間における天然植種の純変化率	危険性					○	○	○
	26 行政区画内の道路総距離を面積で除した数値	破壊							○
	27 甚大または非常に甚大に侵食・劣化*した土地面積の割合（*FAO*2の定義）	破壊					○	○	
	28 法的に保護区域と指定された陸地面積の割合	危険性					○		○
	29 法的に海洋保護区と指定された大陸棚の割合	危険性							○
	30 過去5年間における土地1km ² 当たりの集約的に生産された畜産物（水産養殖、豚・家禽含む）の年間トン数	危険性							
	31 過去5年間の全陸地における肥料使用の強度の平均年間値	危険性			○		○		
	32 過去5年間、全陸地において使用された殺虫剤の1km ² 当たり平均年間重量（kg）	危険性			○		○		
	33 1986年以降、国内で計画的に実施された遺伝子組み換え作物の圃場試験の累積回数	危険性							
	34 生産性割合の平均値：過去5年間における漁業漁獲高	危険性							
	35 過去5年間における海岸線1km当たり漁師数の平均年間人数	危険性							
	36 過去5年間における水使用のうち再生可能な水資源の割合の平均年間値	危険性	○		○		○	○	
	37 過去5年間における二酸化硫黄（SO ₂ ）排出量の平均年間値	危険性		○					
	38 過去5年間における土地1km ² 当たり国内排出または輸入による有害・危険・都市廃棄物の平均年間正味量	危険性							
	39 過去5年間、効果的管理・処理が行われた有害・危険・都市廃棄物の平均年間割合	危険性			○		○		
	40 過去5年間における土地1km ² 当たり産業用電力使用量の平均年間値	危険性							
	41 過去5年間における、沿岸100万km ² 当たり1,000リットル以上の原油や危険物質の陸地・河川・陸地内水源への全漏洩数	危険性							
	42 過去5年間における土地1km ² 当たり鉱業生産高の平均年間値（地上・地下の採鉱・採石を全て含む）	危険性							
	43 安全な衛生*へのアクセスのない人口の割合（*WHO*3の定義）	危険性			○				
	44 土地1km ² 当たり車両数	危険性							
人口	45 総人口密度（土地1km ² 当たり人数）	破壊	○	○			○		
	46 過去5年間における人口増加率の平均年間値	危険性					○		
	47 過去5年間における土地1km ² 当たり海外からの旅行者の平均年間人数	危険性							
	48 国において施行されている環境条約数	破壊	○	○					
	49 過去5年間における人口増加率の平均年間値	危険性							
	50 過去50年間に国内での紛争の10年間当たり平均年数	破壊							

（出所） SOPAC and UNEP, *Building Resilience in SIDS: The Environmental Vulnerability Index*, 2005, p. 12.の表を、SOPAC and UNEP, *EVI: Description of Indicators*, 2004, pp. 1-57.に基づき改編。

（注） *1 EMDAT: Emergency Events Database at the Centre for Research on the Epidemiology of Disasters, Université catholique de Louvain, Belgium.

*2 FAO: Food and Agriculture Organization.

*3 WHO: World Health Organization.

らの支援を受けていた（SOPAC, *Future Directions for the Environmental Vulnerability Index (EVI) Project*, 2003, p. 2.; *Forum Communiqué*, Thirty-fifth Pacific Islands Forum, held in Samoa on 5 – 7 Aug., 2004.）。

催された国連防災世界会議（United Nations World Conference on Disaster Reduction (UNWCDR)）では、国連加盟国以外も含む 235 の国・地域を対象とした EVI の適用結果が公表された他、ウェブ上で詳細な国別プロフィールが公表されている²⁰⁾。EVI に対する関係者の評価は一般に高く、国際レベルでは BPOA に関する進捗を測定し得るのみでなく、MDGs 等の国際的目標や、UNFCCC、国連生物多様性条約（United Nations Convention on Biological Diversity (UNCBD)）、国連砂漠化対処条約（United Nations Convention to Combat Desertification (UNCCD)）等の国際会議において国別での情報を提供し得るとして、また国内レベルでは気候変動等の課題あるいは他のリスクに対する適応管理や早期警戒を含め、政策レベルでの意思決定や優先事項の設定、緊急的措置の分野の特定、持続可能な開発計画の策定等に役立つ情報を提供し得るとして、その潜在的有用性が期待されている²¹⁾。

（ハ）社会面での脆弱性指数

これまでに多くの研究者が社会面での脆弱性指数（Social Vulnerable Index (SVI)）の開発に取り組んできた中、ECLAC が 2000 年以降、カリブ海 SIDS を主な適用対象として SVI の開発を試みてきた²²⁾点は注目に値する。同年には専門家パネルが設置され、関連概念の定義や指標開発のための方法論的アプローチについて検討が行われたが、専門家パネルの一人であり SVI 開発に大きく貢献した St. Bernard 氏によると、社会面での脆弱性とは、人が個人・世帯・家族の単位において、圧迫や衝撃への対処や回復が不能である状態、または物理的・社会的・経済的

20) ECLAC, *An Assessment of Social Vulnerability and Resilience in Poverty Reduction Strategy Papers (PRSPs/PRSPs) on Selected Caribbean SIDS*, 2005, p. 5.; SOPAC, EVI Country Profiles, in *Environmental Vulnerability Index*, Retrieved on Mar. 24, 2012 from URL: <http://vulnerabilityindex.net/EVI_Country_Profiles.htm>.

21) SOPAC and UNEP, *Report on the Environmental Vulnerability Index (EVI) Think Tank II, 2004*, pp. 2-4.; Nizar M., *Towards a Framework for Assessment of Progress in Addressing Vulnerability of SIDS*, UNDESA, 2011, p. 16.

22) 同指数開発は、2002 年に蘭政府の支援により公式に開始された「社会統計データベース及び SVI のための方法論的アプローチ開発事業」を通じて行われた（ECLAC, *Institutional Report of the ECLAC Subregional Headquarters for the Caribbean on the Support Provided to Caribbean Small Island Developing States for the Implementation of the Mauritius Strategy*, 2010, p. 2.）。

環境における変化への適応や応答が不能である状態、または将来の世代のための維持・向上が不能である状態を指し、間接的にしか測定し得ない困難な概念との認識を示している²³⁾。なお、ECLAC は、同脆弱性が社会的なリスクと回復力の間の競合の実質的影響を意味し、回復力とは個人・世帯・家族の単位が内的・外的衝撃への抵抗を可能にするための重要な要因であるとの見解を示しており²⁴⁾、St. Bernard 氏の定義とも矛盾しない。

2003 年 7 月、トリニダード・トバゴにおいて開催された SIDS のための SVI の方法論的アプローチに関するアドホック専門家グループ会合では、St. Bernard 氏により、方法論的枠組みにおいて適用可能な、①国家、②国家の下部組織 (sub-institution)、③世帯、④個人の 4 レベルの分析単位のうち、国家レベルに焦点を当てるべきとの提案がなされ、また、①教育、②保健、③治安・社会秩序・ガバナンス、④資源配分、⑤コミュニケーション・アーキテクチャーの 5 分野からなる一連の指数が提唱された²⁵⁾。同提言に基づき、2004 年 6 月、カリブ海 SIDS5 カ国を対象としたパイロット・テストの結果が初めて公表され²⁶⁾、2007 年 3 月、同テストの修正結果が国際会議の場において公表された。表 4 は、同テストにおいて適用された指数を示す。最終的には 10 の指数に再編纂されており、ここでは社会面での脆弱性のみならず回復力も考慮されている。

同テストでは、対象国で既に実施されていた生活状況調査のデータや他の国際機関等が公表するデータ等が用いられたが、St. Bernard 氏は、カリブ地域における他の国々も対象とした実証的テストを新たに行う必要があり、そのためには適用された各指標に関し定期的に更新されたデータが必要との見解を示している²⁷⁾。SVI

23) Kambon, A., *Caribbean Small States Development and Vulnerability*, ECLAC, 2005, pp. 20-21.

24) ECLAC, *Report on the Ad-hoc Expert Group Meeting on a Methodological Approach for a Social Vulnerability Index (SVI) for Small Island Developing States (SIDS)*, 2003, p. 5.

25) *Ibid.*, pp. 5-6.

26) Kambon, A., *Caribbean Small States Development and Vulnerability*, ECLAC, 2005, p. 22.

27) St. Bernard, G., *Measuring Social Vulnerability in Caribbean States: Paper Presented at 8th Sir Arthur Lewis Institute of Social and Economic Studies (SALISES) Annual*

表 4 ECLAC による SVI の 10 指数

分野		指数	
1	教育	1	高等教育を受けている 20 歳以上の人口割合
		2	中等教育を問題なく終えた 20 歳以上の人口割合
		3	成人識字率 (15 歳以上)
2	保健	4	生年時の平均寿命
3	治安・社会秩序・ガバナンス	5	人口 10 万人に対する起訴犯罪数
4	資源配分	6	下位 40%の貧困層に属する青少年 (15 歳未満) の割合
		7	下位 40%の貧困層に属し、初等教育のみを受けている労働人口 (15~64 歳) の割合
		8	下位 40%の貧困層に属し、医療保険に加入していない人口 (15 歳以上) の割合
		9	下位 40%の貧困層に属し、世帯主が就業していない人口の割合
5	コミュニケーション・アーキテクチャー	10	コンピューター識字率 (15 歳以上)

(出所) St. Bernard, G., *Measuring Social Vulnerability in Caribbean States: Paper Presented at 8th Sir Arthur Lewis Institute of Social and Economic Studies (SALISES) Annual Conference*, held in Trinidad and Tobago on Mar. 26-28, 2007, p. 7.

開発を目的とした上記事業は 2010 年の時点で公式に終了しているが、ECLAC は特に防災、気候変動への適応、及び持続可能な開発の分野において、SIDS のための SVI 開発に係る研究を引き続き行っている²⁸⁾。実際、SVI は EcVI や EVI と比較して開発が進んでおらず、更なる研究開発の必要性が指摘される。

(二) 脆弱性指数開発における課題

これまで各方面において開発が進められてきた脆弱性指数の利点としては、①理解のし易さゆえに受け入れられやすい、②国際比較への適用が可能である、③国レベルにおいて年次ごとの比較が可能である、④改定がしやすいといった点が挙げられる。他方、欠点としては、①各指数の計測に技術的困難が伴い得るため、専門とする人材が少ない SIDS において活用しにくい、②数値に焦点が当てられる傾向があるため、国内の政策策定への適用においてはそれほど有用とならない懸念がある、③得られた結果に対しては慎重な分析が必要となる、④指数の選択や重点の置き方の判断が主観的になるため、国際的な交渉の場で議論を喚起する可能性があるといった点が挙げられる²⁹⁾。

Conference, held in Trinidad and Tobago on Mar. 26-28, 2007, pp. 16-17.

28) ECLAC, *Institutional Report of the ECLAC Subregional Headquarters for the Caribbean on the Support Provided to Caribbean Small Island Developing States for the Implementation of the Mauritius Strategy*, 2010, p. 2.

29) Nizar M., *Towards a Framework for Assessment of Progress in Addressing Vulnerability*

また、上記の脆弱性指数が分野ごとに全く異なる主体及び文脈において開発が進められていることにより不都合が生じている。分野ごとに異なる指数が全て調和した形において適用されなければ、SIDS が抱える「脆弱性」を包括的に捉えることは不可能である³⁰⁾。他方、前述のとおり、経済・環境・社会面での「脆弱性」に係る要因はあまりにも多く、これらを全て調和した形で統合するのは非常に複雑かつ技術的に困難な作業であり、性質の異なる数多くの指数を実際に統合することが果たして可能でありまた意味のあることなのかといった疑問が残る。そして、この技術的困難性に対する認識が、前述のとおり、国連の場合における加盟国間での脆弱性指数の開発に関する議論が停滞した主な要因の一つと考えられよう。

(4) DESA による SIDS の脆弱性・回復力評価プロファイルの開発

そのような中、DESA が、SIDS の「脆弱性」を一連の指数ではなく別の方法で評価するための新たなアプローチとして、2010 年以降、SIDS の脆弱性・回復力評価プロファイルの開発を進めている点が指摘される。同プロファイルは、経済・環境・社会面での脆弱性における状況変化の測定と BPOA 及び MSI の進捗モニタリングを可能とする自己評価の枠組みであり³¹⁾、世銀の国別政策・制度評価 (Country Policy and Institutional Assessment (CPIA)) の手法³²⁾が踏襲されている。

表 5 は、2012 年 3 月時点での同プロファイルの枠組みと各基準・指標の概要である。経済・環境・社会面での「脆弱性」を評価するため、前述の BPOA の 14 分野のうち、分野横断的課題となる地域制度・技術協力、及び科学技術の 2 つを除く 12 分野に関し、一連の基準・指標がそれぞれ設定されており、リスクの高さに応じ

of SIDS, UNDESA, 2011, p. 31.

30) *Ibid.*, p. 16.

31) United Nations, *Five-year Review of the Mauritius Strategy for the Further Implementation of the Programme of Action for the Sustainable Development of Small Island Developing States – Report of the Secretary-General* (A/65/115), 2010, p. 12.

32) Nizar M., *Towards a Framework for Assessment of Progress in Addressing Vulnerability of SIDS*, UNDESA, 2011, p. 32. CPIA は、1970 年代後半に世銀が貸付金の配分決定プロセスに導入した手法であり、①経済運営、②構造政策、③社会的包摂と平等のための政策、④公共部門管理と制度の 4 分野 16 指標に関し、1～6 の評点スケールを用いて対象国の評価が行われる (*Ibid.*, p. 25.)。

1～5 の 5 段階評点スケールで評定され、最終的には評点の平均値により「脆弱性」が示される。「回復力」については、同 12 分野に関し、①政府による対応、②教育・意識・訓練・科学技術、③資金・地域協力・国連における SIDS の主流化の 3 分野において基準・指標がそれぞれ設定され、上記同様、5 段階評点スケールでの評定と評点の平均値により判定されるが、上記の地域制度・技術協力と科学技術の 2 分野はここで反映されている³³⁾。

なお、「脆弱性」に係る基準・指標として、環境面に関しては SOPAC・UNEP の EVI が全般的に活用されているが、経済面に関しては CDP の EcVI は考慮されていない点が指摘される。適用データの出所に関しては、国連の関連報告書や各国における MDGs の進捗報告書、EVI の適用結果、及び前述の ESCAP・ADB・UNDP 報告書等が含まれる。

同プロフィールには、数多くの考え得る要素が盛り込まれているとともに、全体における要素間のバランスが重視されている。同プロフィールの利点としては、①既に国際金融機関において広範に用いられている手法が踏襲されており、結果が理解しやすく対象国に受け入れられやすい、②BPOA や MSI に係る国内での進捗を見るのに適しているといった点が挙げられる。他方、欠点としては、①同プロフィールが主観的な評定に基づいている、②基準・指標設定を対象国との緊密な協議により設定する必要がある、③同手法は国別での自己評定と政策開発への適用に焦点を当てているため、国際比較における適用が困難となり得るといった点が挙げられる³⁴⁾。同プロフィールは 2010 年中にピア・レビューが終了し、2011 年にはモルデュープにおいてパイロット運用が実施され、今後、他の SIDS へのパイロット運用拡大を通じた改良が予定されている³⁵⁾。

33) UNDESA, *Application of a Framework for Assessment of Progress in addressing Vulnerability of SIDS – A Vulnerability-Resilience Assessment Profile for SIDS*, 2012, p. 3.

34) Nizar M., *Towards a Framework for Assessment of Progress in Addressing Vulnerability of SIDS*, UNDESA, 2011, pp. 41-42.

35) United Nations, *Five-year Review of the Mauritius Strategy for the Further Implementation of the Programme of Action for the Sustainable Development of Small Island Developing States – Report of the Secretary-General* (A/65/115), 2010, p. 12.

表5 DESA が開発する SIDS の脆弱性・回復力

分野	基 準 *		
	経済面の脆弱性 ^{a1}	環境面の脆弱性 ^{a2}	社会面の脆弱性
1 気候変動・海面上昇	・経済の多様化 ・特定資源輸出への依存性 ・国民所得における特定部門への依存性 ・海面上昇によるインフラへのリスク	・陸地面積の割合と生態系の多様性 ・海面上昇によるリスク ・観光産業・生計の基礎となる珊瑚礁規模	・沿岸・高地の人口 ・生計における土地・海洋資源への依存性 ・淡水源の種類と豊富さ ・地理的脆弱性
2 自然・環境災害	・経済の多様化 ・特定資源輸出への依存性 ・自然災害に脆弱な特定部門への依存性 ・自然災害によるインフラへのリスク	・サイクロン、大波、地震等の自然災害へのリスクのある島嶼や環境 ・自然災害に露出している生態系及び生物多様性	・自然災害に露出している人口 ・生計における自然災害に脆弱な生態系及び土地・海洋資源への依存 ・淡水源の種類と豊富さ
3 廃棄物管理	・産業・鉱業廃棄物と汚染、化学殺虫剤、農業廃棄物等の陸上起因廃棄物によるリスク ・漁船、漁業等の海洋起因廃棄物によるリスク ・観光インフラの廃棄物	・陸地・海洋生態系の影響の受け易さと汚染によるリスク ・河川、環境、地下水源の汚染害及び下水廃棄物によるリスク	・都市居住区における下水及び都市廃棄物処分施設の状況及び人口割合 ・自給農業システムにおける化学物質や家畜への依存性 ・人が生計を依存している生態系の脆弱性 ・廃棄物処分と下水の利用
4 沿岸・海洋資源	・沿岸における経済インフラの分布 ・汚染、侵食、自然災害、発展パターンによる沿岸・インフラの劣化リスク ・沿岸・海洋資源への経済の依存	・沿岸・海洋生態系の影響の受け易さと汚染、侵食、自然災害、乱用、発展パターン、乱獲による劣化のリスク ・資源利用の競合、及び伝統的管理システムと近代的システム間の平衡	・沿岸地域に居住し、食糧安全保障、生計、住居を沿岸・海洋資源に依存している人口 ・汚染、侵食、自然災害、乱用、発展パターンによる沿岸・海洋資源の劣化のリスク ・伝統的資源管理システムと近代的システム間の平衡 ・淡水の利用可能性
5 淡水資源	・観光、農業、水産加工等主要部門への偏向と淡水の量・質制限によるリスク ・海水侵入リスクのある地下水等、限られた淡水源への依存性 ・再発性旱魃によるリスク	・海水侵入等汚染リスクのある地下水に依存した低地環境 ・淡水源の種類と豊富さ ・農業、人的または畜産廃棄物、産業汚染による淡水源汚染リスク ・淡水汚染による健康被害 ・生計や食糧安全保障に影響する旱魃のリスク	・沿岸地域の人口と地下水への依存性 ・農業、人的または畜産廃棄物、産業汚染による地下水汚染のリスク ・淡水汚染による健康被害 ・淡水の利用可能性
6 土地資源	・経済における農業、林業、観光等の部門への依存度と、土地劣化及び土地資源の損失によるリスク ・人口及び商業の圧力による資源需要競争 ・商業農業での農業を伴う輸出作物への依存性 ・林業における天然林利用と商業植林実施 ・再発性旱魃によるリスク	・土地資源利用可能性 ・森林伐採や持続可能でない農業慣行による土地劣化と農業によるリスク ・人の居住地及び産業からの廃棄物と汚染 ・サイクロン、大波、洪水、旱魃、地滑り等、土地劣化を引き起こす自然災害のリスク	・土地の商業利用と、生計のための自給農業及び食糧安全保障との間の競合 ・居住地域及び自給・商業農業のための土地利用への人口圧力 ・現金収入手段の種類 ・土地利用による食料生産の伝統的システムの状況 ・持続可能な土地管理慣行と土地所有制度の競合
7 エネルギー資源	・経済における運輸・発電の輸入エネルギーへの依存性と国際価格変動によるリスク ・代替固有エネルギー資源・燃料利用 ・代替再生可能エネルギーの利用可能性	・運輸、発電、燃料の輸入エネルギーへの依存性 ・バイオマス等の代替燃料、及び太陽電力等の再生可能エネルギーの利用可能性 ・燃料材採取による森林伐採と植林	・運輸、発電、家庭用燃料の輸入エネルギーへの依存性と、各世帯の国際価格変動によるリスク ・家庭での代替燃料及び再生可能エネルギー利用可能性 ・エネルギー価格の世帯生計と食糧安全保障へのインパクト ・燃料材採取による森林伐採
8 観光資源	・GNP と雇用における観光部門への依存性 ・観光インフラへの投資及び保険等の経常経費 ・気候変動インパクトによる観光インフラへのリスク ・農林業との競合による土地資源利用可能性 ・観光部門における輸入製品への依存性 ・代替的收入源	・観光産業が利用または依存している沿岸・海洋生態系の脆弱性、及び気候変動のインパクトによるリスク ・観光部門が利用または依存している土地や淡水等の資源の希少性 ・自然環境における観光インフラ及び産出された廃棄物の脅威	・国内の雇用創出源としての観光部門の重要性 ・観光の食料国内価格へのインパクトと輸入食料への依存性 ・地元の文化的価値に対する観光の脅威 ・観光サービスにおける地元民の関与 ・慣習的土地所有との競合
9 生物多様性資源	・観光・漁業・林業等の生物多様性資源を活用した部門への経済依存性 ・生物多様性資源の商業利用と保全の間の競合 ・持続可能でない慣行、廃棄物産出、汚染等、主要経済部門が生物多様性資源にとって負のインパクトを及ぼす可能性	・森林伐採、珊瑚礁劣化、生息地破壊、侵食種による生物多様性資源への脅威 ・気候変動や自然災害等のリスクによる生態系の脆弱性 ・環境問題担当機関の存在の有無と責任の所在 ・沿岸・海洋資源の劣化を招く経済活動の生物多様性資源へのインパクト	・食糧安全保障、生計、住居のための生態系への依存性 ・汚染、侵食、自然災害、乱用、開発パターンの結果としての生物多様性資源の劣化のリスク ・伝統的資源管理・所有システムと近代的システム間の平衡 ・保護地域の特定・管理における地域コミュニティ関与
10 国家制度・行政能力	・天然資源ベースの部門への経済依存性と、経済計画・意思決定プロセスにおける環境・社会問題の考慮 ・社会・環境事業に対する経済開発事業の優先性 ・経済計画担当省における行政能力の集中 ・全世界におけるガバナンス指標 (WGI) ^{a11} 値	・開発事業における EIA の実施基準 ・森林伐採、珊瑚礁劣化、生息地破壊、または侵食種や気候変動、自然災害からのリスクによる生態系の脆弱性 ・環境問題担当機関の存在の有無と責任の所在 ・政府の計画・意思決定プロセスにおける「環境」配慮	・食糧安全保障、生計、住居のための天然資源への依存性及び由来する生態系の安定 ・汚染、侵食、自然災害、乱用、開発パターンの結果としての天然資源の劣化のリスク ・伝統的資源管理・所有システムと近代的システム間の平衡 ・国家・地域レベルの計画・意思決定へのコミュニティ関与 ・「声と説明責任」^{a12} 指数値 ・UNDP 人間開発指数 (HDI) ^{a13} 値
11 運輸・通信	・国内における小島嶼の拡散度と海輸・空輸への依存性 ・距離による輸送費 ・外界との運輸に利用可能な航空・船舶会社数 ・運輸燃料としての輸入石油製品への依存性と国際価格変動によるリスク	・小島嶼の拡散度と運輸における輸入石油製品への依存性 ・陸地・沿岸資源に対する運輸施設的环境インパクト、及び船舶による汚染 ・環境管理における通信の制約	・国内における小島嶼の拡散度と海輸・空輸への依存性 ・距離による輸送費と人の移動における制約 ・外界との運輸に利用可能な航空・船舶会社数 ・生計及び食糧安全保障における燃料費の制約 ・島嶼間及び外界との通信における制約
12 人的資源開発	・天然資源ベースの部門への雇用における経済依存性 ・都市化進行による都市部での失業と農村部の労働不足 ・移住による熟練労働者不足 ・国家経済における海外移民からの送金への依存	・都市化と人口増加による廃棄物、下水、汚染等の環境インパクト ・人口密度増加、農業汚染、持続可能でない管理慣行により影響を受けた土地・海洋生態系の脆弱性 ・健全な環境管理のための熟練労働者不足	・食糧安全保障、生計、住居のための天然資源への依存性と由来する生態系の安定、及び人口増加と都市化の影響 ・健康・教育等のサービスにおける移住率の影響 ・「声と説明責任」指数値 ・UNDP/HDI 値 ・UNDP/HDI の「ジェンダー開発とエンパワメント」指数値

(出所) UNDESA, *Application of a Framework for Assessment of Progress in addressing Vulnerability of SIDS – A Vulnerability-Resilience Assessment Profile for SIDS*, 2012.

(注) これらの各基準・指標は 2012 年 5 月時点のものであり、今後変更が生じることがあり得る。

*1 全分野において基準・指標の一つとして「外的衝撃への脆弱性」が含まれており、一部の分野においては前述の ESCAP/ADB/UNDP 報告書内の EcVI が適用されている。

*2 「環境」の各項目に関しては EVI の値に基づく判断がなされている。

*3 NAPA: National Adaptation Programme of Action, NSDS: National Sustainable Development Strategy.

*4 GEF: Global Environment Facility.

*5 DRR: Disaster Risk Reduction, CBDRM: Community Based Disaster Risk Management.

*6 ICZMP: Integrated Coastal Zone Management Project.

評価プロファイルの分野と基準・指標の概要

指 標	教育・意識・訓練・科学技術	資金・地域協力・国連におけるSDSの主流化
・国別適応行動計画(NAPA)、国家持続的開発戦略(NSDS)^{*9}の策定と施行 ・気候変動対策の国家開発計画への反映	・政府や NGO による「適応」に関する教育 ・コミュニティの意識向上プログラム ・政府職員への訓練	・地球環境ファシリティ(GEF)^{*10}やドナー 資金による(気候変動への)適応事業 ・地域機関による技術協力等の支援 ・国連システムによる技術協力等の支援
・災害リスク削減(DRR)とコミュニティ防災(CBDRM)^{*10}のための国家行動計画の策定と施行 ・災害管理における優先事項の国家開発計画への反映 ・DRR のための建築基準策定 ・早期警戒システムの施行 ・NSDS の施行	・政府や NGO による DRR 及び CBDRM に関する教育または意識向上プログラム実施 ・DRR 及び CBDRM のための行動計画策定・実施へのコミュニティ関与 ・コミュニティへの CBDRM 訓練実施 ・地方・中央政府職員への防災管理対策訓練実施	・GEF やドナー 資金による DRR 及び CBDRM 事業 ・地域機関による技術協力等の支援 ・国連システムによる技術協力等の支援
・廃棄物管理と汚染制御のための国家計画及び対策の策定 ・廃棄物削減のための財政的インセンティブの策定と施行 ・関連の国際・地域条約の批准と国内実施措置の施行 ・汚染制御のための規制制度の施行	・廃棄物管理、再利用、リサイクルに関するコミュニティの意識 ・政府や NGO による廃棄物管理の意識向上プログラムまたは教育実施 ・海洋・陸地の廃棄物・汚染源に関する情報の有無とモニタリング実施 ・廃棄物処理のためのグリーン技術活用、及び適用のための研究開発	・GEF やドナー 資金による廃棄物管理及び汚染制御プログラム ・地域機関による訓練実施とグリーン技術へのアクセス提供 ・地域機関による技術協力等の支援 ・地域機関による海洋汚染源のモニタリング実施と廃棄物・汚染情報センター運営 ・国連システムによる技術協力等の支援
・国内の統合的沿岸域管理事業(ICZMP)^{*10}の策定と施行 ・伝統的知見と管理システムの ICZMP への反映 ・沿岸分水嶺域及び EEZ^{*11}管理のための国家戦略の施行 ・関連する国際・地域条約の批准と施行	・持続可能な沿岸・海洋資源管理の実践に関するコミュニティの意識 ・ICZMP の策定と施行におけるコミュニティと NGO の参画 ・沿岸・海洋資源のモニタリング実施 ・漁獲及び加工を含む持続可能な沿岸・海洋資源管理の実践における人的資源 ・ICZMP 施行のための研究開発	・GEF やドナー 資金による ICZMP 準備及び実施 ・地域機関による ICZMP 準備・実施に係る訓練及び技術協力 ・地域機関による ICZMP 手法の応用研究 ・地域機関による ICZMP 情報センター運営 ・国際社会による EEZ 監視のための支援 ・国連システムによる支援
・淡水管理のための統合的国家水計画の策定と施行 ・国内淡水資源管理基準の策定と施行 ・水保全及び水汚染予防のための制度の整備と運営 ・水保全と管理のためのインセンティブと規制対策の整備と施行	・持続可能な淡水資源管理に関するコミュニティの意識 ・統合的国家水計画の策定と施行におけるコミュニティと NGO の参画 ・淡水資源のモニタリング実施 ・淡水管理における人的資源 ・淡水管理及び廃棄物による汚染制御の適正技術に係る研究開発	・GEF やドナー 資金による淡水資源管理 ・地域機関による統合的国家水計画の準備・実施に係る訓練及び技術協力 ・地域機関による統合的水資源手法の応用研究 ・地域機関による技術協力等の支援 ・国際社会による環境面で健全な技術へのアクセス提供 ・国連システムによる支援
・複合的・統合的国家土地利用計画の策定と施行 ・土地資源のための国内情報制度の整備と運営 ・統合的かつ持続可能な土地資源管理のための法、規制対策、インセンティブの整備と施行 ・森林再生及び植林・造林計画の策定と施行	・持続可能な土地資源管理と土地所有の役割に関するコミュニティの意識 ・統合的国家土地利用計画の策定と施行におけるコミュニティと NGO の参画 ・土地資源のモニタリング実施 ・土地利用計画における人的資源 ・廃棄物・汚染管理を含む適正な土地利用技術に係る研究開発	・GEF やドナー 資金による土地資源管理 ・地域機関による統合的国家土地資源計画の準備・実施に係る訓練及び技術協力 ・地域機関による統合的土地資源手法の応用研究 ・地域機関による土地利用変化の監視及びビムバクトのモニタリングに必要な技術協力等の支援 ・国際社会による土地利用慣行への支援 ・国連システムによる支援
・エネルギーの保全と効率的使用のための経済的インストルメント及びインセンティブの設定と施行 ・国家開発計画におけるエネルギー保全事業及び再生可能エネルギー資源の特定・利用の位置付け ・エネルギー効率技術及び再生可能エネルギーに関する政府の政策 ・国内での消費エネルギーにおいて占める再生可能エネルギーの割合	・エネルギーの保全と効率性に関するコミュニティの意識 ・政府や NGO によるエネルギー保全に関する教育または意識向上プログラム実施 ・再生可能なエネルギー資源の特定と利用に関する研究開発 ・エネルギー効率性に関する研究開発	・GEF やドナー 資金によるエネルギー保全及び再生可能エネルギーに係る事業 ・地域機関による技術協力等の支援 ・地域機関による応用研究 ・国際社会による支援 ・国連システムによる支援
・持続可能な観光開発計画・政策における土地利用計画と沿岸域管理の位置付け ・国家観光開発計画における環境管理及び文化的統合性保護の位置付け ・観光開発における環境影響評価(EIA)^{*10}の位置付け ・観光活動の環境インパクトのモニタリング実施 ・持続可能な観光活動のためのガイドライン・基準の策定と施行	・観光開発、文化統合、環境管理の間での相互補完のニーズに関するコミュニティ、観光部門職員、政府職員の意識 ・観光活動の社会・環境インパクトのモニタリング実施 ・エコツーリズム分野の管理における地方コミュニティの関与	・GEF や民間部門、ドナー 資金による観光と環境の相互補完促進事業、及びエコツーリズムと文化観光支援 ・地域機関による、エコツーリズムと文化観光を含む持続可能な観光開発のための訓練及び技術協力 ・国際社会によるエコツーリズムと文化観光支援 ・国連システムによる持続可能な観光開発及びエコツーリズムと文化観光支援
・生物多様性保全地域の指定と地域コミュニティの関与 ・生物多様性保全と持続可能な利用のための統合的戦略策定と施行 ・CBD やワシントン条約(CITES)^{*10}等の関連国際条約及び地域インストルメントの批准 ・国家開発計画における生物多様性資源保全及び持続可能な利用の位置付け ・生物多様性保全地域特定と管理における地域コミュニティ関与と政策 ・伝統的知見と遺伝子資源のための知的所有権(IPR)^{*10}保護の法制化	・生物多様性保全の重要性に関するコミュニティの意識 ・政府や NGO による生物多様性保全に関する教育または意識向上プログラム実施 ・国内の生物多様性資源及び生態系に係る情報の利用可能性 ・生物多様性資源の保全と持続可能な利用のための、伝統的知見及び実践の適用を含む技術に係る研究プログラム実施	・GEF やドナー 資金による生物多様性保全事業 ・地域機関による、生物多様性保全及び IPR 保護のための訓練及び技術協力 ・地域機関による生物多様性保全及び生物多様性資源の持続可能な利用のための技術に係る応用研究 ・国際社会による生物多様性保全支援 ・国連システム及び他の関係者による生物多様性プログラムの調整 ・国連システムによる生物多様性保全支援
・国家制度に環境、経済政策、計画、意思決定を統合する能力 ・NSDS の策定と施行 ・持続可能な開発戦略の実施のための(政府及びドナーの)資源 ・各部門の政策、計画、法律制定における環境調和のための条項及び部門別マナジメントの考慮 ・独立した環境専門機関のマナジメント(EIA 含む)の法・規制による裏付け ・独立した環境専門機関のマナジメント遂行のための財政・人的資源 ・環境規制施行のための資源配分 ・国家開発計画における環境及び社会的配慮	・持続可能な開発における環境・経済・社会的要因の統合の重要性に関するコミュニティの意識 ・政府や NGO による持続可能な開発に関する教育または意識向上プログラム実施 ・持続可能な開発の要因に係る情報の利用可能性 ・天然資源の持続可能な管理のための、伝統的知見及び実践の適用を含む技術に係る研究プログラム実施	・GEF やドナー 資金による、国家計画、政策、意思決定への環境、経済、社会的優先事項の統合に関する事業 ・地域機関による、国家レベルでの環境、経済、社会的優先事項の統合のための訓練及び技術協力 ・地域機関による、国家レベルでの環境、経済、社会的優先事項の統合手法に係る応用研究 ・国際社会による環境、経済、社会的優先事項の統合に係る支援 ・国連システムによる、国家レベルでの環境、経済、社会的優先事項の統合に係る支援
・国内及び外界との間において環境及び社会面で持続可能な輸送サービスの整備と運営 ・国家開発計画における運輸・通信事業の位置付け ・隔離した外界の島嶼コミュニティが利用可能な通信サービスの効率及び価格 ・検査サービスによる運輸由来リスクのモニタリングと管理	・環境に優しい輸送・通信サービスに関するコミュニティの意識 ・運輸由来の検査・汚染リスクに関するコミュニティの意識 ・環境面で持続可能な輸送サービス効率の高い輸送サービスの特定と利用に関する研究開発 ・隔離したコミュニティのための通信システムに基づいた早期警戒システム	・GEF やドナー 資金による、環境面で持続可能な輸送サービスに関する事業 ・地域機関による、エネルギー効率が高く効果的な輸送・通信サービスのための訓練及び技術協力、及び応用研究 ・国際社会による支援 ・国連システムによる支援
・政策、計画、意思決定における経済、環境、人口問題の位置付け ・統合的人口政策の NSDS への反映 ・持続可能な開発戦略の実施に利用可能な資金及び人的資源 ・教育、訓練、人的資源開発の強化のためのプログラムの策定と施行 ・農村・都市部における基礎的サービス提供事業の実施のために政府が割り当てる資金及び人的資源 ・持続可能な開発イニシアティブの計画と実施への利害関係者関与 ・保健サービスと資源管理における伝統的知見と近代的慣習の考慮	・持続可能な開発における環境・経済・社会的要因の統合の重要性に関するコミュニティの意識 ・政府や NGO による持続可能な開発に関する教育または意識向上プログラム実施 ・教育カリキュラムにおける持続可能な開発の考慮 ・教育、訓練、職業技能、人的資源開発のために政府が割り当てる資金 ・天然資源の持続可能な管理のための、伝統的知見及び実践の適用を含む技術に係る研究プログラム実施	・GEF やドナー 資金による、国家計画、政策、意思決定への環境、経済、社会的優先事項(人口問題及び人的資源開発を含む)の統合に関する事業 ・地域機関による、国家レベルでの環境、経済、社会的優先事項(人口問題を含む)の統合のための訓練及び技術協力 ・地域機関による、国家レベルでの環境、経済、社会的優先事項の統合手法に係る応用研究 ・国際社会による支援 ・国連システムによる支援

*7 EEZ: Exclusive Economic Zone.

*8 EIA: Environmental Impact Assessment.

*9 CITES: Convention on International Trade in Endangered Species of Wild Flora and Fauna.

*10 IPR: Intellectual Property Rights.

*11 WGI: Worldwide Governance Indicators (Kaufmann, D., et al., *Governance Matters VII: Aggregate and Individual Governance Indicators 1996-2007*, the World Bank, 2008.).

*12 WGI の一要因に含まれる(同文献参照)。

*13 HDI: Human Development Index.

3. SIDS カテゴリーに係る議論

DESA による SIDS の脆弱性・回復力評定プロファイルの開発により、国連における脆弱性指数開発に係る議論は一応収束している。他方、現在、一部の SIDS は国連総会における SIDS カテゴリーの公認を強く望んでいる。一見すると、国連における SIDS を巡る問題の焦点が、同指数開発から SIDS カテゴリー認定問題へと移行したかのようなのであるが、本節第 2 項で後述するとおり、SIDS の認定基準の設定は「脆弱性」の議論に深く関連していることから問題の本質は同一であり、問題設定が替ったのみといえる。

2009 年 7 月採択の「SIDS への国連の支援の見直し」に関する経社理決議（2009/17）では、国連における SIDS カテゴリーの認定が、SIDS 特有の脆弱性及び特徴を認識しそれらに対応するため、そして SIDS の持続可能な開発に向けた努力を支援するために有用かつ重要となる趣旨の言及が見られた他、CDP に対し、国連による SIDS への支援に関して独自の見解を経社理に提出することが慫慂されていた。この点を受け、CDP は 2010 年 3 月の第 12 会期 CDP 報告（E/2010/33）において、国連における SIDS カテゴリーを巡る問題点として、SIDS の定義が定まっておらず、SIDS リストへの加入は自己選定であるため非公式のリストが複数存在しており、またリスト上の国々は均質でない点を指摘した。さらに、国連による SIDS への支援をモニタリングするためには、客観的基準に基づく形で SIDS カテゴリーが公認され、リストが確定する必要があるとしつつ、それは CDP のマンデートを超えた問題であり、本質的には加盟国政府間で考慮すべきとの見解を述べた。

その後、加盟国間では新たな動きが見られた。前述の 2010 年 9 月開催のモリシャス+5 において採択された成果文書（A/RES/65/2）の当初ファシリテーター案には、AOSIS からのインプットを反映させる形で、国連システムにおける SIDS カテゴリーの認定に向けた考慮を加盟国に促すことを趣旨とする文言が含まれていた。しかしながら、AOSIS の意図が不明とする一部ドナー国側の主張により、同文言は

最終的に削除されることとなった。

そうした経緯を踏まえ、2011 年 6～7 月、経社理の下での「SIDS への国連の支援の見直し」の題目において、SIDS カテゴリーの創設を当初の目的とする決議に係る非公式協議がニューヨークの国連本部及び国連ジュネーブ事務局において累次行われた³⁶⁾。以下、一連の議論を踏まえ、SIDS カテゴリー認定を巡る論点について、LDC カテゴリーとの比較の観点から整理し考察するとともに、CDP を含む国連関係機関の役割について考察する。

(1) 「SIDS への国連の支援の見直し」に関する経社理決議の事例

決議案を起案したモルディブは当初より、加盟国全体での議論をなるべく避け、各国または各交渉グループと個別に接触し立場や見解について聴取するといったアプローチで臨んだ³⁷⁾。当初の決議案では、国連の支援の有効性を高めるため、客観性の高い方法において対象グループを定義する必要がある点を認識すべき旨の記述が見られた他、CDP に対し、国連における SIDS への支援を改善するため、適切な指標に基づき、公式な SIDS カテゴリーを国連システムにおいて創設することの利点について、独立した立場からの見解を経社理に対し報告すること、及び同カテゴリーが実際どのように機能し、SIDS への制度的支援における課題の解決にどのように貢献するかについて検討することを要請するとの記述が見られた。

ここで注目すべきなのは、カリブ共同体（Caribbean Community (CARICOM)）³⁸⁾の反応である。ニューヨークにおいて、CARICOM 議長のゴダード・バルバドス常駐代表からモハメド・モルディブ常駐代表宛の 7 月 8 日付書簡では、AOSIS において同決議案に関する十分な議論がなされておらず、またジュネーブでは

36) 筆者は、日本政府国連代表部において同決議に係るニューヨークでの加盟国間交渉を担当した。

37) モルディブ関係者によると、同決議案に係るモルディブの意図は、国連に対し SIDS 支援のための新たな予算の計上を求めるのではなく、国連における既存の予算での SIDS 支援の実施において、SIDS の脆弱性に対する配慮を得ることにあった。

38) CARICOM は 14 カ国 1 地域から構成されているが、全てが SIDS である。なお、LDC リストに含まれているのはハイチの 1 カ国のみであり、平均所得レベルが高い点が指摘される。

CARICOM の大部分の加盟国が常駐していないことから、ニューヨークで同決議案に係る議論を継続すべきであり、2011 年の経社理実質会期中に同決議案を提出するのは時期尚早との見解が示されていた。さらに、協議を継続するのであれば CARICOM として修正文言を提案する準備があるとして、「SIDS カテゴリー創設」の文言削除を求めている。

国連ジュネーブ事務局での経社理実質会期中の 7 月 13 日、加盟国間での実質的な非公式協議が初めて開催されたが、修正版テキストでは、主要ドナー国とモルディブとの間での二国間協議の結果を踏まえ、「SIDS カテゴリー創設」の文言が削除され、その代わり、CDP に対し、国連において SIDS 認定を行うことの潜在的利点に関する独立した立場からの見解を経社理に対し報告するよう要請するとの文言が追記されていた。交渉の場では、バルバドスが CARICOM 代表として、同決議案に係る協議はニューヨークで開催すべきとの立場を改めて表明するとともに、SIDS 対象国の検討は加盟国間で行うべきとして、同文言を含むパラの削除を率先して求め、ジャマイカ、シンガポール等が積極的に賛同の意を示した。その意図は、SIDS リストから排除されることへの懸念であった。

他方、モルディブは PSIDS からの全面的な同意を得て、原共同提案国のリストでは PSIDS 全 13 カ国のうちキリバスと東ティモール以外の 11 カ国が名を連ねた。すわなち、同決議案に係る交渉において観察されたのは、ドナー国対途上国の対立ではなく、AOSIS の内部分裂・対立の構図と連帯の欠如であった。

結局、CARICOM の強硬な反対により、SIDS 認定に係る文言は最終的に削除されるとともに、CDP の独立性に影響を与えたり、CDP 報告の内容に関し予断を与え得るような文言も併せて削除された。その結果、同決議案は国連での SIDS カテゴリー創設や SIDS 認定を主な趣旨とするものではなく、BPOA 及び MSI の効果的な実施について、CDP に対し、独立した立場からの見解を 2013 年経社理実質会期前に報告するよう要請するとの内容で妥結し、事務局より財政的インプリケーション (programme budget implication (PBI)) が新たに発生しない点が確認された上でアドレフ合意となり、最終的には 2011 年 12 月、ニューヨークで開催された

経社理再開実質会期においてコンセンサス採択された³⁹⁾。

(2) SIDS カテゴリー認定を巡る論点と考察：LDC カテゴリーとの比較を通じて

(イ) 認定・卒業基準の設定

上述の経社理決議に係る一連の非公式協議では、SIDS の認定基準に関する実質的な議論は全く行われなかったが、今後、国連において、SIDS のカテゴリー認定を想定した基準の設定が仮に進められることになるとすれば、加盟国間で SIDS の脆弱性指数についての議論が再燃する可能性が十分考えられる。というのも、これまで多くの研究者が取り組んできた SIDS の脆弱性指数開発とは、「脆弱性」の科学的・客観的な把握を通じて SIDS とは何者であるかを規定しようとする試みそのものであり、そうした意味において、SIDS に固有の特徴や性質としての「脆弱性」が SIDS の重要な規定要因になり得るためである。他方、LDC 認定基準において既に反映されている「脆弱性」は多くの要因のうちの一つでしかないが、SIDS の「脆弱性」に関する議論は国際社会において既に大きな関心を喚起しており、LDC 認定基準が設定された際とは状況が大きく異なる点が指摘される。仮に「脆弱性」が SIDS の認定基準に反映されることになった場合、現時点では予断すべきでないが、気候変動問題との関連から、特に環境面での脆弱性に焦点が当てられる可能性が十分考えられる。

さらに、LDC カテゴリーに関しては、リストからの卒業を目指すべく LDC 自身の積極的な取り組みが促進されているが、仮に SIDS カテゴリーが公認された後の

39) 同決議案 (E/2011/L.52) は当初、7 月のジュネーブでの経社理実質会期本会合において採択される予定であったが、当日、事務局より突如、約 8 万米ドルの追加での PBI 発生可能性がある旨が記載された事務総長声明 (E/2011/L.56) が配布されたため、ドナー国を中心とする経社理理事国の反対により同決議案は結局採択されなかった。同年 12 月のニューヨークでの経社理再開実質会期本会合の場では、事務局により、追加での PBI が発生しない旨のオーラル・ステートメントが読み上げられ、ようやくコンセンサス採択された。なお、PBI 発生の主な要因は専門コンサルタントの雇用であるが、CDP 事務局職員への聴取結果によると、その理由は、SIDS カテゴリー問題に関する CDP の専門性不足を補うのにコンサルタントの雇用が必要になるためである。なお、CDP の委員は経社理決定 (E/2009/201 D) により任命されているが、2012 年 2 月末時点で、SIDS 出身者は 24 名中 2 名のみである。

「卒業」が可能かどうかという観点からは、この2つのカテゴリーの性質が本質的に異なる点が指摘される。LDC にとっての「卒業」とは、第一義的には国内の構造的障壁（structural handicap）の克服を意味するが、SIDS にとっては、特に、一国の政府のみで全ての解決が困難な地球規模課題との関連性における「脆弱性」の克服と、そのための「回復力」の強化が問われることが想定され、同課題解決に係る今後の見通しが立ちにくい中、「卒業」は非現実的との声も聞かれる。一部のドナー国にとっての懸念はまさにこの点であり、カテゴリー認定に対し反対の立場を取る理由にもなり得よう。

なお、LDC カテゴリーの有用性に対してかつて疑問の声が上がったことがあった。1991年4月の第27会期CDP報告（E/1991/32）では、ドナー国・機関による途上国への援助配分の公平化といったLDC カテゴリー創設時の目的が、報告当時の開発援助の潮流にもはや沿わなくなっていたため、LDC カテゴリーの有用性が低下しているとして、同カテゴリーを廃止すべきとの主張がCDPの一部の委員よりなされたが、CDP全体としての結論は、LDC リスト存続を前提に、その当時の「開発が最も遅れた国」をより正確に特定すべく、それまでほとんど行われていなかったLDC 認定基準・規則の改訂と卒業基準・規則の策定に関する勧告を行うに至った経緯がある。現在では、多くのLDCの開発が遅々として進まないことを背景に、国際社会の構成員としてドナー国・機関に課された責務の観点からLDCへの支援は半ば当然と見なされ、LDC カテゴリーに対し疑義をはさむ声は全く聞かれない。LDC 認定・卒業基準等の改定において、これまで時代の背景及び要請が常に反映されてきた点を勘案すると、SIDS カテゴリーの議論においても同様のことが十分考えられる。将来的に、気候変動の影響による海面上昇等、地球規模での環境の変化が一層顕著となれば、SIDS にとってはそれが追い風となる形で、国連におけるSIDS リスト公認が現実のものとなり得よう。

（ロ）国際社会における特定便益

近年の国際社会におけるSIDSへの支援に関しては、ブレトンウッズ機関を含む国連機関が積極的に援助を実施したり、開発援助委員会（Development Assistance

Committee (DAC)) 加盟国が援助額を着実に増加させる傾向にある⁴⁰⁾。また、2011年1月の「MSI のフォローアップと実施」に関する総会決議 (A/RES/65/156) において、国連の基金・計画が BPOA 及び MSI の主流化に取り組むことが奨励されている点にも注目される。

他方、国連総会において SIDS カテゴリーが公認されていない現在、ドナー国を含む国際社会では、LDC が現在享受しているのと同様の SIDS 向け特定便益は存在していない⁴¹⁾。すなわち、多くのドナー国・機関はその支援実施対象として SIDS を優先的に考慮してはいるが、それぞれ独自の SIDS リストを用いるなどしているため、自ら SIDS と自認する国が必ずしも支援を受けられないといった事例が散見され⁴²⁾、LDC のように、国際的合意に基づき、特定便益が必ず手当てされる保証がある状況とは全く異なる。

また、SIDS の定義が曖昧なまま、国際条約等において SIDS への特定便益が既に検討されていることの矛盾も指摘される。例えば、UNFCCC の枠組みにおいて、LDC 及び SIDS への特別な配慮が長年検討されてきている中、LDC に関しては、同条約条文において、基金活用や技術移転等の面で LDC のニーズに配慮することが規定されていたり、2001 年の第 7 回締約国会議 (COP7) において後発開発途上国基金 (LDC Fund) の設立が合意され既に運用されている一方で、SIDS は LDC

40) United Nations, *Review of United Nations System Support to Small Island Developing States – Report of the Secretary-General* (A/66/218), 2011, p. 7.; United Nations, *The Global Partnership for Development: Time to Deliver (Millennium Development Goal 8) – MDG Gap Task Force Report 2011*, 2011, p. 16.

41) Encontre, P., *Panel discussion: Opportunities for Small Island Developing States at the ECOSOC General Segment*, held on Jul. 20, 2010. LDC は現在、貿易、開発金融、技術協力、及び国連における旅費支援分野において、国際社会より特定便益を享受している。

42) 例えば、1985 年以降、世銀が「小島嶼例外 (small island exception)」スキームの下で譲許的融資を行っているが、支援対象は一部の SIDS のみであり、中所得の SIDS には概ね適用されていない。また、2002 年以降、世界貿易機構 (World Trade Organization (WTO)) では、「小規模経済に関する作業計画 (Work Programme on Small Economies)」として SIDS を含む小規模国への特別手当のモダリティに関する検討が行われているが、未だ合意には至っていない (UNDP, *Achieving Debt Sustainability and the MDGs in Small Island Developing States*, 2010, pp. 41-42.; UNCTAD, *UN Recognition of the Problems of Small Island Developing States*, Retrieved on Mar. 30, 2012 from URL: <<http://www.unctad.org/en/Pages/ALDC/Small%20Island%20Developing%20States/UN-recognition-of-the-problems-of-small-island-developing-States.aspx>>.)。

と同様の待遇を受けてはおらず、これはカテゴリー認定問題が影響しているためと考えられる。

LDC カテゴリーに関しては、1971 年の国連総会での創設に先立ち、1964 年の第 1 回 UNCTAD での 15 の一般原則（General Principle Fifteen）や 1969 年の総会決議 A/RES/2564（XXIV）において、LDC への特別な配慮を行い方策を考慮することが加盟国間で既に合意されていた点が指摘される。SIDS カテゴリーに関して、同様のプロセスを経て、最終的に総会において創設が承認される可能性もあり得よう。

（ハ）グループ内の多様性と調整能力

前述のとおり、国連における SIDS カテゴリー認定問題に関して AOSIS が統一見解や共通の立場を有していない点が露呈された。これは、SIDS を構成する国々において一定の均質性のみでなく、所得レベルや地理的特徴等の面で多様性が見られることの表れでもある。この点が、今後、SIDS のカテゴリー認定問題を議論する上で重要な論点の一つとなろう。

LDC カテゴリーの例を見ると、CDP は 2010 年 3 月の第 12 会期 CDP 報告（E/2010/33）において、各 LDC への支援策を効果的に実施するためには各国の実情に合致させる必要があるとの観点から、LDC グループ内で、例えば低い土地生産性や、経済・環境面での脆弱性を有する高所得国等、類似した特徴を持つ国々のクラスターを新たに設けることを提案している。国連でのこうしたグループの細分化を懸念する声は、加盟国間の非公式協議の場で既に聞かれているが、近い将来、LDC グループ内に SIDS のクラスターが新たに設けられる可能性が全くないとは言えず、やがては公式な SIDS カテゴリーの創設を誘発する可能性も考えられる。

なお、SIDS が国連においてカテゴリー認定の正当性を主張する上で、グループ内でのコンセンサスが大前提となるが、そのためにはグループ内での調整が必須となる。実際、上記の経社理決議に関しては前述のとおり、AOSIS 内でのコンセンサス形成のための調整が適切に行われていなかった。他方、LDC グループに関しても同様に、赤道ギニアが LDC 卒業を拒否し続けていることにより LDC カテゴリーの

信頼性低下の懸念とその存在意義に対する疑義の声が聞かれるなど、グループ内での調整能力の欠如が指摘される。

国連のマルチ外交の場合では、特定の議題に即した形で加盟国がグループを形成し交渉に臨むことが多く、グループとして団結力を発揮できれば、加盟国間の交渉において有利となる。そのため、今後、AOSIS がどのように内部での調整を図り共通の立場を形成し得るか、そしてグループとしてどのように国際社会に対しアピールするかが鍵となる。

(3) 国連関係機関の役割に係る考察

SIDS カテゴリー認定問題においては、CDP や UNCTAD を含む複数の国連関係機関が重要な役割を担っている点が指摘される。CDP に関しては、1994 年のバルバドス会議以降、LDC の文脈において経済面での「脆弱性」に関する議論を先導したのと同時に、LDC リストに含まれる SIDS の国々の共通の特徴に長年着目し、SIDS の問題に対して高い関心を寄せ、様々な勧告を行ってきた⁴³⁾。この点が SIDS により高く評価されており、結果として、SIDS のための脆弱性指数開発あるいはカテゴリー認定基準設定に係る CDP の役割に対する SIDS の期待が高まっている⁴⁴⁾。

ここで留意すべきなのは、CDP には LDC リスト及び認定基準改定等に関するマンデートが附与されているため、LDC カテゴリー問題に関する CDP の役割が極めて明確であるのに対し、SIDS カテゴリー問題に関してはこれまで限定的なマンデ

43) 2003 年 4 月の第 5 会期 CDP 報告 (E/2003/33) では、LDC 卒業勧告の対象となったカーボヴェルデ及びモルディブ、初めて卒業基準を満たしたサモア、卒業に向けた検討の対象となったキリバス及びツバルの全てが SIDS である点を強調し、これらの国が直面する課題に対処するための政策策定の必要性に言及している。2007 年以降の CDP 報告では、気候変動の文脈において SIDS への言及が頻繁に見られ、気候変動が今後 SIDS にもたらし得る影響や、低所得の SIDS にとっての気候変動緩和の重要性を指摘するなどしている。

44) 第 3 節で扱った直近の経社理決議の他、1999 年以降の SIDS 関連の総会決議において CDP の役割への言及が頻繁に見られる。例えば、2000 年 12 年から 2002 年 12 年までに採択された「バルバドス会議の成果の更なる実施」に関する 3 つの総会決議 (A/RES/55/202、A/RES/56/198、A/RES/57/262) では、CDP による脆弱性指数開発の取り組みの重要性と SIDS にとっての重要性が強調されている。

ートしか附与されていない点である⁴⁵⁾。そのため、CDP の役割に係る加盟国間での議論において、LDC と SIDS の場合では大きな違いが見られる。LDC の場合、リスト認定・卒業基準の設定方法が長年確立されているため、加盟国間において、LDC が自らの認定・卒業基準について CDP の見解に対し異論を唱えるべきでないとの認識が主流である。他方、SIDS の場合、前述のとおり、多くの AOSIS 加盟国より、SIDS リストに含まれるべき対象国の検討は加盟国間で行うべきとの主張がなされ、議論の流れは全く異なるものであった。これら 2 つのケースは明らかに整合性を欠いており、このような矛盾の解消のためには、加盟国間において、LDC のケースを前例としつつ、SIDS カテゴリー問題に係る CDP の役割についてさらに議論が交わされる必要があり、その上で、今後、CDP に対しどのようなマンデートが加盟国より新たに附与されるかが鍵となろう。SIDS カテゴリーの認定基準設定について検討する上で、立場上独立した専門家グループとしての CDP の存在がやはり重要となることは疑いなく、CDP が今後どのような形で SIDS の期待に応え得るかが注視されるとともに、SIDS に関する CDP の専門性向上及び体制拡充が強く望まれる。

UNCTAD に関しては、70 年代初頭より SIDS が抱える特有の問題に着目し、脆弱性指数開発の試みや調査研究等、国連システムを含む国際社会において先駆的な役割を担っている。特に、SIDS 特有の特徴として比較的高い経済的繁栄と経済的脆弱性が併存する「島のパラドックス (island paradox)」の概念を早くから提唱したり⁴⁶⁾、1999 年以降、SIDS6 カ国の脆弱性プロファイルを作成して CDP に提供したり、そのうち 4 カ国に関して円滑な移行戦略の策定のための支援を行う⁴⁷⁾など、

45) 前述の 1996 年 12 月の総会決議 (A/RES/51/183) 参照。

46) UNCTAD, *Statement by Mr. Habib Ouane, Director of the Special Programme for Least Developed, Landlocked and Small Island Developing Countries at International Meeting to Review the Implementation of the Programme of Action for the Sustainable Development of Small Island Developing States*, held on Jan. 10, 2005.

47) CDP, *Report on the 2nd Session* (E/2000/33), 2000.; CDP, *LDC Information: Vulnerability Profiles of Countries Eligible for Graduation*, Retrieved on Mar. 30, 2012 from URL: <http://www.un.org/en/development/desa/policy/cdp/ldc/ldc_vulnerability.shtml>; UNCTAD, *Technical Cooperation with SIDS*, Retrieved on Mar. 30, 2012 from URL: <<http://www.unctad.org/en/Pages/ALDC/Small%20Island%20Developing%20States/Technical-cooperation-with-SIDS.aspx>>.

SIDS に関して高い専門性と知見を有しているのみならず、CDP と非常に密接な協力関係にある点が指摘される。現在も、独自の SIDS リスト公表の他、SIDS 関連の会合開催や報告書公表など、SIDS の問題に積極的に取り組んでいる。これらの点を勘案すると、今後、国際社会での SIDS カテゴリー問題に係る議論において、UNCTAD の専門性や知見の活用が非常に有益と考えられる⁴⁸⁾。

その他、DESA に関しては、今後、脆弱性・回復力評価プロファイルの SIDS における運用拡大を予定しており、SIDS に関する分析の枠組みと基礎データの提供⁴⁹⁾を通じ、国連における BPOA 及び MSI の主流化促進において重要な役割を担い続けると考えられる。UNEP に関しては、国連システムで環境に特化した唯一の機関として、SIDS を含む個々の国における環境関連の情報をウェブサイト等を通じて公表しており⁵⁰⁾、今後、気候変動問題との関連において重要な SIDS の EVI に係るデータ整備において、益々重要な役割を果たすと考えられる。特に、国連関係機関や各国政府等に対し、環境分野での専門的知見やデータの提供等を通じた貢献をこれまで以上に行うことが大きく期待される。

今後の展望と提言

SIDS カテゴリーの今後の動向に関しては、ここ数年以内ではないにしても、最

48) UNCTAD は、国連における SIDS カテゴリー創設に関してこれまで前向きな姿勢を示している。SIDS 担当部局長の Encontre 氏は、2010 年 7 月開催の経社理本会合一般セグメントでの「SIDS にとっての機会」に関するパネル・ディスカッションの場で、国連における SIDS カテゴリー認定により、貿易・開発金融・技術協力の各分野における国際社会の SIDS への支援において確実性(credibility)が増大する旨発言している(Encontre, P., *Panel discussion: Opportunities for Small Island Developing States at the ECOSOC General Segment*, held on Jul. 20, 2010.)。

49) 直近の事務総長報告では、SIDS における統計データ及び分析枠組みの欠如の問題点が指摘されている(United Nations, *Concrete recommendations to enhance the implementation of the Barbados Programme of Action for the Sustainable Development of Small Island Developing States and the Mauritius Strategy for the Further Implementation of the Programme of Action for the Sustainable Development of Small Island Developing States – Report of the Secretary-General* (A/66/278), 2011, pp. 15-16.)。

50) United Nations, *Review of United Nations System Support to Small Island Developing States – Report of the Secretary-General* (A/66/218), 2011, p. 14.

最終的には国連総会で公認される可能性は十分にあると推測される。というのも、気候変動問題で SIDS が現在直面している状況に鑑みると、今後、同カテゴリー問題に関してドナー国があからさまに反対を唱えることは考えにくく、また、各方面で SIDS への特別手当に係る議論が活発に行われていることが、いずれは国連総会での公認を後押しするとも考えられる。そのような中、これまで様々な機関・組織において調整されることなく独自に行われてきた脆弱性指数に係る議論が、DESA の脆弱性プロファイルへと一応は集約されていることは、国連での一つの大きな成果といえる。今後、同プロファイルの適用方法及び使途に関し加盟国がどのような反応を見せるかが注目され、その際にはツールとしての有用性や信頼性が焦点となろう。いずれにしても、SIDS カテゴリー問題に関しては、加盟国間で継続的に政策対話が行われなければ状況の進展は望めず、そのためには、まず AOSIS が調整を通じて共通の立場を形成することが必須となる。ドナー国側の視点からは、SIDS カテゴリー創設に対し推進的または慎重な立場をとるかによりその方策は異なってくるが、AOSIS 内の調整に関してはドナー国ができることはほとんどないといえる。

他方、SIDS の「脆弱性」及びカテゴリー問題に関する我が国の支援強化が現在求められている。前述のとおり、これまでの各方面における SIDS または小規模国家の脆弱性指数開発の試みにおいては、英、アイルランド、NZ、豪、伊、蘭、諾、マルタ等の島国または沿岸低地国のドナー国等が積極的に支援を行ってきたが、島国である我が国による支援は特段行われていない。我が国と太平洋を共有する PSIDS が国連における SIDS カテゴリー認定に関して積極的姿勢を示している点、これらの国々において「脆弱性」を測定する際のデータが依然として不足している点を勘案し、我が国としては今後、例えば、統計分野での SIDS に対するバイでの技術協力や、同分野での国連関係機関を通じた支援が可能であろう。近年では EU の資金拠出により、DESA が SIDS の脆弱性・回復力評定プロファイルの枠組みにおいて MSI のモニタリング・評価を実施予定であるが⁵¹⁾、同支援は 2013 年 9 月に

51) *Ibid.*, pp. 8-9. BPOA の 20 周年となる 2014/2015 年までに、①太平洋、②カリブ海、③大西洋・インド洋・地中海・南シナ海 (Atlantic, Indian Ocean, Mediterranean and South China

終了予定⁵²⁾である点を踏まえ、我が国としては同分野における DESA への支援も可能と考えられる。他にも、SIDS の脆弱性の克服と持続可能な開発において適用可能な我が国の様々な技術力をさらに活用する形で、SIDS へのパイでの支援拡充が十分考えられ、これらの支援及び情報発信等を通じ、国際社会に対して、そして何よりも SIDS に対してアピールを行うことが大きく期待される。

近年の気候変動問題を含む地球規模での環境問題への国際社会の関心の高まりとの関連において、SIDS の「脆弱性」及び SIDS カテゴリー認定に係る議論は今後益々注目を浴び、国連のマルチ外交の場では重要課題として認識され続けることは必至であり、SIDS を巡る動向が今後も注目される。

(筆者は前国際連合日本政府代表部専門調査員)

Sea (AIMS)) それぞれにおいて、少なくとも 2 カ国ずつを対象にパイロット実施が予定されている (UNDESA, *Project on Monitoring and Evaluation System for the Mauritius Strategy for Implementation of the Programme of Action for Small Island Developing States*, 2012, p. 1.)。

52) SIDS Unit Chief へのインタビュー結果より。

